

翻刻
曳尾庵雜記 『我衣』卷一下

柴田光彦

『曳尾庵雜記』（『我衣』卷一下）曳尾庵（加藤玄悦）編。写本。半紙本（三三×二六・二糶）、袋綴一冊。墨付七六丁（丁付ナシ）。每半葉十一行。布目白地枝梅銀摺模様紙表紙。外題、左肩「曳尾庵雜記」（本文と異筆、打付書）。右肩貼紙「宝曆二年／曳尾庵／自筆本」。印記、卷首「凌霜文庫」、「清筠舎蔵」。請求記号 イ五・一四五八特。

宝曆二年（七五）より文化五年（八〇）に至るまでの事件の年表風雜記。卷末の永代橋の落ちた事件を記した末に、「別本夢の憂橋には一事も不殘記し置ぬ」とある。曳尾庵の『我衣』は十九卷あり、卷一の上・中は『燕石十種』第一輯第五冊に収められていて、よく人の知るところあるが、他は未刊である。

幸田成友「我衣とその著者」（『幸田成友著作集』六）に、「本書卷一の上中と卷三以後とは、各々一貫したる著述なれども、その中間なる卷一下及び卷二に至りては全く前後と連絡を欠き、一見解す可からざるが如しと雖も、卷一上中即ち最も広く世に知られたる『我衣』の一部は、実に曳尾庵の著述にあらず。文化二年に於て彼が一古書を抄録増補せるものなること、並に卷一下は松平鳩翁の筆記を借請け、之に若干の増補を加へたるものなること、本書卷十七に載する次の文によりて明かなり」と記す。

此わが衣といふ書は、往し寛政の始、古写本あまた求得し中に、寛永の比より宝曆の初までの異説奇話、時世装の転じたる、或は時々流行の言葉、男女風俗のうつりかはる、衣類笠より木履に至る迄、其図を頭し、年月をよく糺したる書一冊あり。

益なき事とは思へども、好古の癖やみがたく、其中より抄出して巻百枚とち物とす。或日松平鳩翁君へ謁せし折から、此書物語申上しに、翁君仰ありしは、予若かりし時より世のなかのさた、あまさず洩さず筆記せし物あり。夫れは宝暦の初より四五年前迄の事共也しが、近頃老衰して筆を採る事不能。汝其書に是を合せて、猶後ちの事も記録せば、少しは世に益ある事もあるべしと仰ありて、則御側なる小林金次郎に命じて、御書庫を尋しめ給ひ、愚老に借し与へ給ひぬ。是則巻と二ノ巻との間にさしはさみて、一ノ二とせし冊子也。

文中、前半の一冊の抄本が、『燕石十種』本所収の『我衣』に該当し、後にいう鳩翁から借用して写したのが、すなわち本書ということになる。

ところで『燕石十種』には『夢の浮橋』が第二輯に、『夢の浮橋附録』が第四輯に収められている。前者は大田南畝の編、後者は豊島屋十右衛門（春の屋成文）の編とされている。本書に引く「別本夢の憂橋には一事も不殘記し置ぬ」とある記述の仕方は、曳尾庵の編と見るより他はとりようがない。これをどう解すべきか迷うことになるが、試みに『国書総目録』の「夢の浮橋」の項を引いてみる。別名が、「夢の憂橋」で、著者が曳尾庵元龜老人（大田南畝）編、文化五年序とある。これのみ限り曳尾庵と南畝が同一人となり、合点がいかないが、一方で、曳尾庵自身が自ら「記し置ぬ」とあるのをどううけとめたらよいか迷わざるを得ない。そこで、『燕石十種』によってこの本をみることにする。巻頭に杏花園の題詩があり、終りに「ゆめのうきはしは杏花園のおきな」の例の筆まめなるすきみなるべし、……かくいふは、しのぼすの池にとしへぬるいし龜なり」との跋文があり、「追加」があつて、その後に、「此書は杏花園大人の編集し給ひしを、借りまゐらせて、いとなみのひま／＼うつしおき侍るになん、見る人回向し給へや、念仏申給へや、文宝亭」とあつて二世蜀山、亀屋文宝の写本によつてゐる。不忍池の老石龜はいかにも曳尾庵玄（元）龜と紛わしくて、一層頭が混乱してくるが、文宝亭と曳尾庵とは別人であることはいうまでもない。『燕石十種』の「夢の浮橋附録」の杏花園の跋文に、「……おのれも、其日舟にて祭見にゆきしに」とあつて、「……そのうち、其日のことどもあはれなる物語を書あつめて、夢のうきはしと名付しかば、今此書を附録として、南畝文庫に蔵む」とあり、南畝自らのものと記し、『南畝文庫蔵書目』巻

三、「時事」の項に「夢の憂橋 一卷 写 杏園主人」「同附録 一卷 写」とあれば、もはや疑うべくもない。ただ問題は曳尾庵が「別本夢の憂橋」と称していることである。

東京大学総合図書館の酒竹文庫、「翟巢雜纂」は斎藤月岑が諸本を書写したものであるが、その五三に、問題の「夢の浮橋」を蔵している。見返しに「曳尾菴元龜老人輯／夢の浮橋／全一卷」と記され、「文化五辰霜降て後の一日 曳尾菴誌」の序がある。

あやぶきに近づかざるハ君子のいましめ、悔てのちに慎む人ハあれど、つゝしめて後によくつゝしむ人ハ稀也。こゝに文化四幼年仲の秋十九日になんありけらし、深川富岡八幡宮の祭祀久しく行れざりしを、氏子等信敬の余り、其行装に奇羅を飾、風流をたくミにして神威をまさむと、金錢をしますず、専其まうけをなす。此うわさ遠近にひびき渡りて、我も人も其日ならざるよう言のゝしり、聞伝て、昼夜其事のミかまびすして、其あたれる日は、老となく若となく魂うごき心いさきて、彼をかたらひ是をもよほして、われ先にとむれ行事、御府内ハいふもさらなり、近村遠境まで目を驚かざるハなかりき。終にハ禍足もとよりおこりて、千人にちかき男女老幼、片時の間に水くづとなり果ぬるハ、誠に古今未曾有の事也。又かく危き場にのぞミたる人の、万死をいでゝ一生を終るも少からず。されどくさくの物語、ひとつく不思議ならざるハなし。三十四日が間ハ同じ様なる事をまた少し引たがへていひふらしける。夫が、中にたしかなる物語を、ときあきらめ、筆まめに書とふめたる人あり。是をつゝりて、一冊子となせしを、いとまあるたび毎にまたうつつして、紙筆の費しける。さあれどこれももれたる事もまた多くあるべし。」(傍点筆者)

末に、
曳尾庵は南畝の本を写し、更に加えていたのである。南畝のものも、諸記を纏めて成ったものであったものであった。そして卷

一、子は其祭の前日、目白坂の娘方より、翌の祭礼ミたく思ひし由申遣すゆへに、いかにも世間に雷鳴するなれば、子供等にも見せんと其朝より心がまえして待たるに、其朝用事つどひて参りがたく、扱もくおしき事の由申遣す。はや朝五ツ時頃より我が家の前を群集して、往來の男女、引もきらず、是も又一種の見物也。扱思ふやう、こゝハ深川への通り筋にもあら

す。こゝが凡一里余も道遠き所さへかくの如し。深川近所ハ中ミ爪も立まじなど思ひつゞけ、子供をつれてはいかゞあらんと、半ハ止りたく思ひ居たるところへ、不思議の用事出来て柳橋の万八楼に登る。子供等は本意なく思ひしにや。顔もちよからざりき。扱判婦に申をくハ、もしよき連レにもあるならバ、祭ハ永代橋東より西に渡る故ニ、橋の西よりわたり行バ、祭に向ひて見物する故、残る所なし。心得ぬ人ならバ其越たのミてよと、丁と死すべき事ををしへて、扱判婦へ趣んとする頃ハ四ツ過也。宿を出て和泉橋にかゝる時、橋落たりといふ噂、行かふ人口々に云。南無三宝と取てかへし、宿にいたりて、しかんくのよし申合、かならず子供出すべからずと止めて、又柳橋へおもむきぬ。其余の事ハ 我衣 五卷目に委しく記したれば、こゝにもらしぬ。

文化十一戌年水無月中読写

曳尾菴

この書はさらに、文化十四年の書写を経て、嘉永三年十月に月岑の借覽書写するところとなり、「先老莞齋翁の艸」を加え、当月岑四歳であったことを記している。

なお、洒竹文庫に蔵する『曳尾菴筆記』は内題も外題も同じであるが、内容は、『我衣』卷一上に当るものであり、美濃本十行に記されている。また天理図書館蔵、曳尾庵自筆『園の木の葉』七冊もまた本書と同筆である。

凡 例

- 一、翻刻に当り、読み易いように句読点・濁点を付した。
- 二、本文中に項目の変り目毎に朱○印を捺しているが、脱漏と思われるものもあり、東京大学南葵文庫本を参考にして(○)を補った。また本文の誤脱は()を付してそれを示した。
- 三、改行は、概ね原本に準じたが、便宜的に年度が変わるところで改行したところもあり、その場合は傍注に(ツヅク)とした。

○宝曆二申年、天満宮八百五拾年忌所々開帳有之。

○同三酉年、諸国麻疹流行。○同戊辰年、三崎之幡隨院

立土持千本突參詣群集。○宝曆こよみ御改有之。

本曾川さらいあり。

○同五亥年、十万八千人の焼死の百年忌、回向院にて供養。

○九州大風吹。○同六子年、下総国古河にて弘法水といふ薬水出ル。参詣群集。○東叡山仁王門立。○江

戸大火。

○同七丑年、中国、関東共大水。○七月、聖護院峯入。

○同八寅年、鹿嶋本地仏両国にて開帳。九月雷鳴。

○同九卯年、加州金沢大火。○深川天王山靈雲院、始て

建禪宗、本堂、山門、稻荷の社、座鋪并三階作り結構

成(一オ)しが、神田大事ニ焼ル。其後再建、此所本元ハ

榊原家の下やしき也。○金森何某殿滅亡。江戸所在に

浪人鉢の物貰ひ夥し。此節御触有之、物もらい脇ざし

帶し候事停止。○法恩念仏發行、法恩の事跡初巻と、七巻目の末ニ委記。

○市川柏庭が発句とて言はやす。へやがてミよ棒くら

はせんそほの花。○二の丸御普請有之、品川御殿山

を土を取寄かつぎ所々船夥しく積に出る。○深川八

幡境内にて大蔵大夫勅進能興行。○同十辰年、神田旅

籠町を出火、是を明石屋火事といふ。広小路を

て焼止ル。此節米蔵、新川酒問屋、靈雲院も類焼。仙

台の蔵やしきは残る。是を中比の大

火事と言也。

○円光大師五百五

十年忌、慧浄と諡ス。(二ウ)○五月、家重公、大御所

様と奉称。九月、將軍宣下。

○同十一巳年、親鸞上人五百年忌。大御所御他界、奉

称、惇信院殿と、御朱印御改有之。

○惇信院様(マ)御台成ハ波の宮と申奉り、閑院宮姫宮

也。関東御下向の後、隅田川へ、御成有之、其時の御

詠に

へおもふことなき身ながらもふる郷の猶なつかしき

都鳥かな

○同十二年、家基公、御誕生。○大坂大雷。此秋大

坂豪富の町人、年々奢侈甚ニ付分限に應じ御用金被仰

付、其外敵敷御穿鑿ありて種々の禁を立られたり。是

が大坂衰微の始となりとかや。夫までハ大坂豪富

三才 同時に制止あり。此仲間金止たるゆへ、大坂中殊
之外、差支に成たり。此通用金ハ大坂にて為替金之仲
間、又大坂仕送りを取扱ふ者共百兩包をこしらへ、上
封に銘々名判を連書して、包たる中ハ銅を小判の形に
に拵へ重サも百兩の斤目に等しく拵置て、急ニ入用之
時ハ真の小判にまじへ遣ひしゆへ、巨万の金も即時に
弁ずる事にて甚融用宜かりきと。若右百兩兩他国へ遣
す時ハ、上封の名判ある方へ持ゆけば、其儘真金に引
かへらるゆへ、数万金の通用差つかへなく、全鉢ハ銀
札をつかふやうなる物にて、夫ハ猶慥成物成と云。

○同十三末年、最明時頼五百年忌。十一月廿七日、
御即位。○宝曆年中、亀有村の観音ハ(ニウ)同所の沼
ハ掘出したりと云。其節 公儀より御吟味有之、相濟、
御厨子ハ 御城女中ハ寄進のよし。(○)同其比の噂に、
石町鐘つき堂の娘は美人にして轆轤首なりと言ふら
す。おもふニ彼ものニ意趣有人の言出したる説也。

○同比、染井にて人の女房の前陰に蛇這入りたりと言。
○同、戸隠大明神開帳之節神楽を舞ふ神子女、殊之外

美人也と評判也。今におゑんといふおどり子と申ハ、
此神子の名にて口ずさみに残り申候。○あんぼん丹の
親王といふ詞はやる。○同、親鸞上人遠忌の時に、京
都にて烏丸殿・土御門殿不首尾風聞、此節烏石先生
門人広沢御咎を蒙る。是ハ大師号 勅許を願ひし事起上
り、其後烏石(三才)ハ本願寺に同居し、安永八年八十
歳にて没すともいふ。

○同、つゝがといふ虫出て災をなすとて、其咒に哥を
かきて門戸にはる。虫の形をことごとくしく書たるなど
もあり。

ハ久かたの何とて虫のさまたげん我住里ハ芦原の国
かよ(マ)ふ雑説人を惑す事折ふしはやる。(○)同、又其後
いつの比にハ大雷鳴とて世間一統に南天の葉を煎し
みし事もあり。○同、灸を忌む日とて長崎にて試し人
ありと云て売歩行者ありしが、今世にも人々是を写
し、壁などに張置て、何の年の人ハいつの月、何の日、
灸治すれば、何年之内に死すなどて信用する人多
し。是等ハ皆無拠浮説なり。其中におかしきハ、巳の

年の人ハ忌む日なく、年中かまひなしと有り。
是ハ公方様巳の御年なればケ様に言出したる物やら
んと或人の説なり。

○宝曆の末、明和の始までハ大晦日夜ニ店々扇売のこゑ
聞へて勇ましく覚へしが、いつとなく今ハなし。女中
の年玉茶わんに限るやうにて有しが、是も今ハむかし
と遠ひたり。又、門松を納るにも七日の朝末明にとり
しが、今ハ六日の夜か、或ハ昼過ると取納む。又、夏
季になると鎮炮打江戸中所々を歩行、鳶鷹を打取ける
が、或時玉翦て人に怪我させし相止ム。

○明和元年、朝鮮人来朝、此節帰国の時大坂にて朝鮮
人に手を負せ候処、其通辭逃去り、又江戸も役人中
〔四才〕発足して、右一件吟味之上長崎表にて死罪獄門に
成よし。○本文如斯。是ハ若年の時、此節朝鮮人掛
りの御代官飯塚伊兵衛殿ニ委しく承り候。朝鮮人教し
たる通辭ハ対州の者にて、鈴木伝蔵といふ人參の金子
を朝鮮人に不遣、其事洩ん事を恐れ殺したるとかや、
種々のおもしろき説あれども、悉く永ければ爰に略ス。

朝鮮人難岐の夢と書一冊、作り物語に書たる物有り。其
節江戸発駕の御目付ハ曲淵庄九郎殿 後ニ甲斐守と号、天
明の比江戸町奉行
其外御小人目付等、輩（マヤ）る着之前日伝蔵を召捕たり。死
罪の時、朝鮮人も検使に立たるが、首を落して血の流
るゝをみて、朝鮮人上下共手を当て目をふさざたりと
かや。殺されたるハ〔四才〕テンソウセイ 文字
失念とて上官
也と聞へし。○琉球人来朝。

○秩父三十四所觀音、護国寺にて開帳。參詣群集す。
○関東筋百姓騒動ス。此節、伊奈半左衛門殿、備前守と
改名任官ス。〔〇〕深川にてそば切稻荷はやる。しばら
くの内にて止ム。○六郷新田大明神はやる。○中野堀
の内妙法寺日蓮上人、深川浄心寺にて開帳。此節、張
濯符といへる物はやる。○朝鮮種人參發行、是ハ広東
人參売買御停止、其後寛政元酉年ハ又売買御免ニ相
成。○夏の比日蝕有之処、曆ニ無之、是ハ以前も三分
ハ已下の日蝕ハするさず候よし。已後少しにても記し
候由。○芝浦ハ老丈余の魚上る。後兩國ミセ物芝居に
出る、色白く鱗無之、鮫の類也。名をマンボウといふ。

(五才) ○唐鳥色々、兩國にてミセ物に出る事はやる。

○明和二酉年四月、日光にて万部の御法会有之。○御堀浚有ル。

(ツツク)

○明和三戌年、岩船地藏目黒にて開帳。○紀州淡嶋、

浅艸にて開帳。○七月、大坂雪降。○同四亥年、関東

筋川にて御手伝御普請。○同五子年、真鍮銭出ル。四文

ヅ、にて通用五匁銀出ル。○四月五日、新吉原残す焼

失。○ほうき星出る。人ミな稲星といふ。又異な星と

も云。此の方にみゆる、ミな茶せん星ともいふ。勃星

也。○めぐりと言物、後ニハ鬼を加へ鬼入といふ。其

後かるた御吟味有之、八丁堀山城屋やと云かるた問入

牢、此時鬼入何となく止ま。此節ミな人の咄しに、め

くりハ米久離にかよひ、又女久離にも通ス。いづれ

(五才) にしても米穀高直にして、夫婦離散の前表也とい

ふ。果して段々天氣不順、米穀次第に高直になり、終

にハ飢饉に及ぶ。天明七年末の此ハ小売百文 = 三合に

迄なりたり。此めぐり大キに行へる。○伊勢両宮御迂

宮有之。○八月大風、深川三十三間堂吹倒す。○諸国

風邪流行、虫つく。江戸にも虫多く飛行、土俗此虫を

カチといふ。枯旱 = 付、壬六月中上より麦稗こぶじき

本ノ(頭註、御夫食か) 被下、江戸近在、七歳已下と五十已

上ものを除き、人数毎 = 給ハリぬ。年賦にして上納

被 仰付、今年梅雨中雨一切ふらず。僅にふりたる事

五六日成べし。夫も日を隔て時々ふりたる斗にて、六

月、壬六月、七月まで打つゞき日でありて、七月十八

日はじめて雨降、され共(六才) 思ふやうにハふらず。

其後冷つよく段々雨ふりけり。夏の中夕立少し斗りづ

々有共、やがて晴て暑氣甚しきゆへ、近在の田丁われ、

畑もの杯ハ一向に枯果たるゆへ、肴の価、野菜ものよ

り却而賤しく、又近江の湖ちかき田地ハ百年未曾有の

豊作なるよし、京都及東海道筋都て早損、雨乞度々な

れ共絶て雨ふらず。壬月の末、神奈川いけすの鯉三千

枚余死たり。納屋が注進 = 付鯉一切払底、其外江戸ち

かき海にがしほと云物出て魚悉く死し、内川へうかミ

来る。半死半生魚も多くあり、海うなぎ、こちの類あ

またうかびもちて、人々夥しく取得たり。され共毒あ

るよしにて、喰たる人多く食傷したり。町に霽ぐ、白米、百文に九合、庭に(命)にある草木も多くは枯はてたり。八月十八日、初て大雨ふり、めづらしき事といへり。今年冬に至りて犬多く病死せり。(○)今年嵯峨の釈迦、回向院にて開帳、但六月十五日より八月十五日まで。(○)同時下総布施弁天、本所一ツ目の八幡御旅所ニ而開帳。(○)京都伏見東福寺の塔中海蔵院毘沙門天、回向院にて八月十一日ヲ開帳。後水尾院、東福門院の御衣、衰竜の御衣、大嘗会御衣冠等、あこめ扇、御持念珠、種々の物披露有り。(○)明和八年卯四月、御即位有之。(○)伊勢参宮群集。(○)四月、江戸雪ふる。(○)八月、大風、人家多く倒、廻船のもやひ切て永代橋をつきぬき、大橋前にて止ル。又菅艘ハ石川嶋と佃じまの間へ吹上ゲ、人足にて引出ス。(○)深川(モ)永代寺ニ築山、泉水をこしらへ、高野山を写したり。其比、深川八幡町近辺、度々出火有之中ニ河岸につみ置たる杉の葉より出火、本所小梅まで焼る。其節靈巖寺本堂焼亡、皆人申けるハ、高野山を作りたる所へ女人群集

せしゆへ、其穢れにて出火多く有之由、申伝ふ。後にへいつとなく高野山を止めにしたる躰世。泉水、築山(就)ハ其時のまゝにあり。其後、堺町人形芝居にて高野山を作り、其あやつりを致し(候)節、右あやつり最中道具建より出火燈火より、出火と云。深川も高野の咎にて焼失有りしといふ。(○)ある年、引風大ニ流行、家毎ニ残大熱、咳嘔申候。此時往来四五日之間一向ニなし。ハ世の人がミナ引風になげられて(モ)出るものにはせき斗り也、ハこれやこのゆくもかへるも引かぜにするもしらぬも大かたはせき。(○)此風の四五年前に、風邪一統流行す。癩疹のことし。吹出物するおこり風と云。(○)江戸中髪切と云事流行、何となく人の髻を切、其切口ねばりて甚くさし。多くハ女の髪を切、此節湯しま大根畑に住せし修験者大善院、髪切の守札を出し候所、御詮義有之、入牢、此節所々の祈禱者共御吟味、入牢数多有之、其内髪切の沙汰も相止ム。髪切ハ狐をつかひて切らせるよし。大善院ハ本売女屋の若い者にて、売女なども召抱へ候者也

しが、何としてか修験者ニ成、殊の外祈禱はやり、大造に奢りくらし候。此時高瀬（ハオ）船の舟頭、扇橋辺にて咒をいたし候所、大ニはやり、是亦御吟味の上入牢、ほどなく牢死也。大善院も牢死也。髪切まじないの哥、ハ千はやふる神の氏子のかミなればきれ共きれじ神のちからに。○御蔵門徒と云、一向宗相立、江戸にて帰依する者あまた、切支丹同やうのよし風聞、御詮義有之、其中に有福の町人などあまた入牢被。仰付、余程の騒動也。ハ親鸞ハ淫乱ゆへに妻ももち酒や肴にいつも法然。ハ此世から入牢のうきめみるものを死ねバ地獄の門徒たちかな、そのころ皆申伝ふ落首也。○山県大式、藤井右門といへるもの、謀逆を企、諸浪人と会合するの風聞有之、其節に浪人式人、禅僧老人、此一件を訴ふ。早速御吟味有之処（ハウ）恐れ多き義企候義ハ無けれ共、不敬の事共多く有之ゆへ、大式死罪、右門獄門に相成、大式ハ八丁堀永沢町の住居也。右三人の訴人ハ言訳不立儀有之、遠嶋ニ成。此節、織田山城守殿不首尾にて国替被。仰付けり。

○深川洲崎ニ塩焼場始て開発、去ながら塩ハ出来不申、其所ニ大文屋と云料理茶屋建、殊之外はやる。○先年深川海辺大工町にて、かぼちやと川海老と合食して家内食傷す。其内老人ハ死ス。必合食すべからず。○中橋おが町に、まきや薬といふ竜王湯の類ひなる薬商ふ家有り。元ハ甚貧なる真木屋なりけるが、或人此薬法を教へけるゆへ、風と売出し、今ハ諸国まで弘り有福の身の上と世ならし。○長崎の唄ひ物（ハオ）はやり、子供まで唄ひ歩行、其比のはやり言ばに、ハ年季野良が長歌でどふりでかぼちやがとふなすさト云々。○昔八丈といふ上るりはやる。此時比、黄八丈袖を着用する事一統也。中むかし、黄八丈袖はやりけるが、白子やお熊不儀の事にて引廻し、御仕置ニ成時、黄八丈の着物ゆへ、それより一向にすたり、着腹致者も無之処、今又此義太夫節より世上黄八丈を着用す。いかなる事にや。しかし先年のはやりと今とは違イにて、当世ハ派手なる嶋がらニ候。○俗人大ぜい集り、山伏のけさをかけ、錫杖をふり立、梵天を持ち歩行、祈禱をなし、

町々をさんげ／＼と云て修行し歩行事はやる。公儀

が御停止の御触有之。○安永元辰年二月廿九日、晦日
兩日江戸〔九五〕大火、朝四ツ時が目黒行人坂上の寺火
元也。今寺の跡へ其時の焼死人の菩提の為に五百羅漢
を建立せし也。此時吉原も類焼して深川仲町やぐら下
佃町ニ迄仮宅出ル。芳町の野良も仲町に仮宅出ル。○

南鐮銀通用始ル。文字ハ三井親和筆也。○八月大嵐。

○安永元の冬、下総松戸にて川を干し、鯉鮒の類をと
らへ市にひさぐ、六尺余りの鯉を得たり。是を入る物
なれば、造り酒屋の大桶に入置たり。其所の寺の住
僧多くの錢にかへて貰ひ請、もとの淵へ放ちけり。已
來此鯉を取得たり共、かまへて殺すまじき由、戒め約
せしとぞ。○同五年の比、利根川にて捕へたるハ七尺
余有りけり。売に出せしを千住〔十〕にて金三百疋ニ
買取、不忍の池へ放ちける。

○安永二年巳、諸国疫病流行、人多く死ス。公儀より
日光人參を被下置。○撰劔天王寺、湯嶋天神にて開帳、
迎の幟夥しく、殊の外評判、見物群集ス。しかし開帳

ハやらず。○先年、勅額牛の御前へ参候として本所

辺が幟をこしらへ、到着の日とて迎ひに出る。皆山師
の所為也。其節牛の御前の別当追院ニ相成、其折建る
所石の鳥居、今猶存ス。○安永三年、深川佐賀町の
者願人にて、浅草大川橋始てかゝる。○浅野観音、川
口善光寺、護国寺観音、大師河原等、開帳有之。○中
洲三股を筑立て三股富永町と言、此地ミセ物芝居、水
茶屋出来、夏ハ納涼の〔十ウ〕場となる。茶や／＼のて
うちん夥しく、殊之外に群集追々繁花なり。売女あま
また有之、此時是を地獄と号く。後売女御改有之。又
其後、家作不殘取払被 仰付、跡ハもとの中洲と成け
り。○深川茶屋に裾やぐらといふ所出来る。元ハ芦の
しげりたる所也。○上野御本坊焼失、表御門ばかり残
る。又上野山内の僧侶数多追院、中にハ重き御方も有
之由、真崎神明の境内に水茶屋の婆々、油揚などを
ちてお出／＼と呼ぶ時ハ狐出ると、ミナ人見物ニ行。
○本所五百羅漢に惣門立、又さしひ堂建立、百観音
を安置ス。龜戸天満宮ニ四神門立。○護国寺ニ百観音

初て安置せしむ。

(天)

○安永五申年四月日光、御社参有、十三日江戸を御

発駕〔千一オ〕にて、十二日暮六ツ時江戸町、辻、

木戸を閉、夜は往来の人を拍子木にて送る。昼も又し

かり、永代橋、大橋往来なし。船にてもてうちんを燈

し通船有之。翌十三日昼八ツ時、御成相済たる由に

て木戸を開キ往来常のごとし。夫々毎夜五ツ時より木

戸を閉、曉まで往来を送る。町毎に上下の辻番のほか

に中番屋を仮にしつらひ、家主、月行事、昼夜詰切、

火消の人数不断、火の元用心に歩行也。同廿一日、

還御、廿日の宵より木戸を閉、辻々を固る事前のごと

し。町々小路にも木戸なき所ハ竹矢来にもがりをこし

らへたり。又、よせ馬といふ事ありて、房総を召れ

て、道中駄荷の用ニあてらる。其馬小屋、鳥越橋の

西の〔千一ウ〕原、浅艸権寺の後、新橋の向の馬場、

同所天文原に仮小屋出来、ひき来る馬を追入ノする

事、凡三万余疋ニ及ぶ。都而道中、伝馬を算へミレ

バ、廿三万疋程也といふ。

○此節、世上高寿のもの御尋有りしに、都而書上たる

者十人余ニ及べり。ミな江戸中の人々百歳已上にて九

十歳を宿下とす。大ていハ御家人の中長寿の人多し。

神田お玉が池の大工喜兵衛が祖母百廿一歳に成けり。

八百やお七が帯解の小袖を裁縫せしと物語しといへ

り。

○諸国癩疹流行。世の中よくなるはしか此度ハ上

ハ御社参下ハいしやさん。○悪星出ると風聞有之。○

近比一角老万斤程渡ると云。前々価大ニ下直と成。○

砂村辺ニて〔千二オ〕井戸を堀しに、或日夜ニ入て焼灯

をともし、井に下ゲ堀しに、たちまち井の中燃出、

炎盛んにしてやけど致ス。内老人ハ即死と申。○両国

柳橋若竹屋といふ船宿の女房一産三女を出生す。○公

儀へ訴へ、被下物有之。

○因に云、此三女をお梅、お松、おさくと名付る。

梅、松ハながらへ、さくハ十二三にて死す。貴賤の

子なき女こゝに尋来り、色々の物を贈りて、此女

房の手にふれたるものをもらい行、高貴の奥方が

も三女に衣服等給へり、大に満たり。是をこぼれ幸といふべきか。

へ所ハ兩國柳橋、三ツ子をうんだハわか竹屋、たんのふく、とはやり唄一統にうたひ申候。○浅艸御藏前辺へ夜な／＼狼出るよし風聞。其所にてよくきけバ、人を喰付犬有りけるが、（十三）今ハ何國へやらゆきたりと云。○浅艸見付外芦町角の絵馬や、地代滞り、家主が地立之儀、及○公訴候処、此絵馬やハ旧家にて、頼朝公の時、浅艸観音へ寄附の絵馬を拵へたる家にて、唯今まで相続有之由、其時代の絵馬の注文、公儀へ持出申候所、御吟味之上、其居所を被下置候由、風説あり。其絵馬ハ則観音の堂内注連を曳たる絵馬迄有之由。江戸中評判に及けるゆへ、其辺ニ悉く承り候処、左様之義ニ而ハ無之、地立願出候処、其地事ハ度々替り候へ共、彼絵馬やハ己前が住居致し来り、百年余ニも相成候地代の帳を残らず持出候。依之、奉行所ニ而も是程の手数の中、つもれば少しの地代滞也。ふるく住居いたし候者也。町内ニ而目をかけ可遣

旨（十三）被仰渡ニ付、今以住居いたし候をかよふニ申触し候よし。○品川辺ニ而石地藏、経をよミ候こゑきこえ候よし、風説有り。伊奈半左衛門殿が御吟味有之、地藏の雨覆を取はなし改候処、後々の方に蜂の巢有て、読経の声と聞へ候ハ数多の蜂の声也。俄に参詣し、願がけなどせし人、種々の靈験もあるやうニ云ふらしけるが、一時の笑種と也けり。○浅草寺境内に有ル石地藏流行、世上にて因果地藏といふ。又、其後おく山にて三途川の姥はやる。（○）永代橋御船蔵の地面の外に小サキ祠有り。大川端大日堂の和尚勸進したる由、則堅牢地神也。所の者ハ御けんろ様と云しが、いつのころか、高尾大明神と名付たり。今ハ所々参詣も有之、奉納物もみゆ。其所の（十三）武家の説ニ、何ともしれぬ女の首、正月元日此所へ流付く。武家にてなま首を得たる事こそ悦しとて、則今の地ニ埋めて社を建、其後大日堂の和尚を乞て、堅牢地神と崇めし也。然るを何ものか、中州にて死したる高尾が事と混じて、近比ハ高尾大明神と云ならハせたり。○今、頭

の疾をいのるに靈驗ありとて、願ほどぎに櫛を奉納ス。
但、寛政の比

○盲人高利の金を貸し候義、御詮義有
之、盲人数多入牢、其後牢死も有之、鳥山檢校追放ニ
成、又桶川何某と云人も遠嶋ニ成。

○上野仁王門ハ行人坂火事ニ焼失す。東叡山と申額か
ゝり有之し、又山王の御門彫物等も有之、誠ニ結構な
る唐門造りなりしが、是も焼失。其外ハ焼ズ。其時の
火消ハ細川越中守殿也。」(十四才)

○神田聖堂も行人坂火事ニ焼失、朱塗の柱、銅瓦ぶき
結構に有之。大成殿額かゝり有之けり。杏壇の額かゝ
り候御門と表の御門とへのこり申候。今の聖堂ハ其後
御建立也。浅艸雷神門、右同火ニ焼失、風神、雷神、
左右ニ建し門也。○浄土宗と一向宗と浄土真宗と云、
真の一字号之儀ニ付、御上沙汰と成、一万日の御預
りニ相成申候と、下々にて噂いたし候。此節江戸中町
人寺請状御吟味有之。○安永六百年、浅艸観音、湯嶋
天神開帳。○諸国風邪流行。○十月、身延山七面の内
陣ハ出火、參詣の者怪我人多く、江戸ハも駕籠にて迎

ひの人多く出ル。漸半死半生の躰にて帰府するものも
多かりしとぞ。○日光山中の僧の修験に成たる人の話
に、」(十四才) 先年日光中禪寺の湖船禪定とて、船にて
湖の所々拝礼いたし候処、其船くつがへりて、乗合の
人数不殘湖中へ溺死、其死骸一人もミヘ不申候由。又
或年、中禪寺の山へ女人來候ゆへ、捕へ吟味いたし候
処、越後ハ山越に欠落いたし候。山路に迷ひ此所へ來
る由申、元來中禪寺ハ女人禁制の場所といへ共、ミち
なき所を來りしゆへ、無是非、彼女の頭に草履をゆひ
付、四ツばいに這ハせ、山を追下し候よし、女にハ錢
沓メ文与へ追払ひけるとなり。○先年、高野山へ女の
登山したる事ありといへり。夫ハ麓の紙谷宿の売女屋
の女房也。山上の僧に揚代多くなりて、彼僧も其後ハ
下山せず、色々すれども叶ハざるゆへ、此女房、男の
躰ニ出立、終に登山して彼僧を」(十五才) 捕へわめきし
ゆへ、たちまち露頭し、僧も女も御仕置になりしと聞
り。○上州にて絹運上の儀ニ付、所々打こわし騒動致
候由、終ニ運上の事相止。○日雇座改ニ出る。質や、

真木屋、運上始る。又、何方の者か、卒土婆の運上願出候得、とも不叶、油運上、両替運上始る。○神田佐久間町に、医学館并神農廟建、江戸中醫師が寄附金を集む。願候発起人は御医師多紀安元老也。後永寿院と改。○松平陸奥守殿、深川の蔵屋敷にて花火を上ゲ候節、江戸中の評判ニ相成、其夜夥敷群集、或年花火有ける夜、俄ニ人立さわぎ、にぐるるとて上を下へさわぎけるが、武士の脇差鞘走り落たる上へ、深川やぐら下辺の老人転びて、膝を突ぬかれ、即死ス。検使を受けて引取、其外(十五ウ)怪我人余ほど有之、込合候場所へハ小兒などつれてハむざと行べからず。○四ッ谷内藤新宿、旅籠屋造リニ家を建、飯盛御免有之。○深川佃町海辺の方築立地、家造り始り出来、伊奈半左エ門殿支配ニ成。○佃嶋沖ニおいて狼烟上る。其夜に至り夥し。流星一本上る。其両三度有之。○身延山出火後、同所が公訴之義有之、僧徒入牢有之、上人牢死、又流刑の僧もあり。是ハ不受不施と云、御法度の宗門をにとせしが事起れりと云。○上野 准后様、浅艸伝法院ニ御隠

居、其時に表御門ニ減金のかな物打。○芝神明に百兩取の富興行始ル。札金百疋ヅ、也。夫より所々に富興数はやる。札銀三匁位も有、其外所々に御免無之、富教多有之処。(十六ウ)天明八年の比、博変殿敷御制禁ニ相成、其節が小富又取扱無尽、棒びき紋付等相止申候。谷中感応寺斗りハ前々有之ゆへ、今も其儘興行す。一ッ目弁天ハ芝富がはるか後ニ初ル。△其後御免文化九年が湯しま天神、目黒不動○神田明神祭礼の日、兩所御免の富始ル。其外ハなし。祭礼のものと水戸殿 登場之帰りと行逢、及喧嘩ニ其事 公辺沙汰ニ相成候処、掛りの役人、御留守居依田豊前守殿ハ先年町奉行被勤儀ゆへ、右捌キ方御頼有之候処、喧嘩両成敗ハ 東照宮御掟被為置候由、其儀ニ決着可致、挨拶有之、町の者皆遠嶋ニ成。○笠森稻荷境内ニ水茶屋の娘を笠森おせんとして、大ニ評判高し。又其少し後、浅艸観音堂のうしろ、楊枝ミせに(十六ウ)いせし娘とよぶもの美婦也。又山下水茶屋の娘をとんだ茶釜といひふらす。深川八幡にて、鎌倉八幡本地仏開帳の節、神子の女をおすてとて、殊之

外評判、老枚画にいたし、所々の娘をミせ／＼に飴り置はやる。しかし笠森おせんを一番とす。△おせん、後ニ御家人倉地氏の妻と成ル。此倉地甚左衛門、文化の比ハ御賄の組頭など勤しが、文化七八の比病死ス。今の倉地一郎が母ハおせん。○深川永代寺に整といふ字、七間に八間程の大字、

御成之節、入上覧。○同所祭礼の日、所々の氏子、神酒檀と云を飴り候義、前々ハ無之。大納言

様 御成之節、開帳有之候ニ付、飴物可入 上覧旨、

永代寺社役は被仰渡、其節俄ニ飴物等こしらゆる。此

時仲町の神酒檀飴り物の内に入り申候ミき檀、此時は

じまり、〔七七〕其後所々ニ作り、猶追々美麗を尽し

出来由候。寛政三亥年の御触にて、其年の八月ハ所々

にて飴り不申候。

○印幡沼堀割始ル。大造成御物入御普請にて有けれど

も、成就不致候。○安永七年二月十二日、石町ハ出火、

深川にて焼止ル。○日光御宮御普請御手伝。○京師大

風、大雨、洪水。○信州善光寺、回向院ニ而開帳、参

詣大群集。毎朝七ツ時ハ諸方の人々集り大念仏、提灯

をつらね灯し、又は棹の先々にくつともなく数多の

てうちんをてらし、祭礼の万度を持つごとくに持歩行、

又是を見物がてら出ル人々、夜の九ツ時分ハ兩國橋に

詰かけて尽夜ともに大群集也。○同八亥年、大納言

様御成先々ハ御不例、〔七七〕二月廿四日 御他界、江

戸中皆戸を差、簾を下す。奉号 孝恭院殿と、御年御

拾八歳也。○先年、御台様、増上寺へ御成之節、御

通り筋みな幕を張つゞけ候。又家毎ニ戸を目張いたし

建置候。其後、御台様 薨御之節、御葬送の日誠

ニ天氣快晴、諸人皆花ふり候迎、空を詠メ居候。

△此日誠ニ美日にて糸遊ぶの様成ものちら付候由、手

を出し候へば、蜘蛛の巣のやうなるもの、指などへかゝ

り候と、本郷六丁目いせや吉兵衛物語り候。

○銀吹場ハ深川万年町、真鍮錢吹場ハ砂村、小錢、づ

く錢鑄物ハ亀井戸、右三ヶ所也しが、松平越中侯執政

の時に至り、吹候義相止ム。又、先年式朱銀吹初の時

分、深川やぐら下の家守〔十八〕式朱判の似せをこし

らへ、及露頭、引廻し御仕置被 仰付候。

○陰門を御事といふ事はやる。又あしき女をすべたと

いふ事ハ、めくりも出たる詞也。又昔ハすいといひしを、今ハ通、又通人と云。深川に塩売の親仁ありしが、氣違にして常に大名を我子也、又ハ我ハ何の守が伯父也などいひて狂ひけり。夫よりして高ぶりて味噌を上るものをしほやと呼事始りけり。

○細身の御太刀といふて、細き脇差流行、武家方などにも、大小を細く拵てさしけれども、余りミともなくか、間もなく其風俗相止ム。○此比はばつちといふもの流行。○温石を箱入にして売出ス。○女中の鬢さはやる。其前たぼさしといふものありしが、今ハすたる。△寛政年中たぼさし出て、今以「ナハウ」はやる。びんさしも、たぼさしも入て結ぶ也。委しき事、前巻、後巻ニにあり。宝曆の始の此ハ、びなんかづらといふ物を水にひたし、髪をすく者多かりしが、今ハたへてなし。又宝曆の末、明和のはじめまでハ綿ぼうしの看板ありしが、今ハ其事無之。此比本多といふ髪流行。△古米の髪の風。寛文の比は形一卷目ニ有り。○世間の人多くハ銀させるを持。○女の小袖裏もやふはやる。○女のかむる管笠す

たりて、青地の日傘と成ル。宝曆年中ニ青地日傘御改有之、停止。其節俄ニ日傘に胡粉にてもやふを書て持歩行。青地の日傘ハ町家ニ而ハ御制禁の物也。○細き帯を胸高ニしめ、髪を本田に結、懐中の紙入小サク、細見作りの御太刀をさしありく事、一統の流行なりしが、又後にハ井といふ紙「ナノウ」紙入はやり、中に何やらしたゝかに物を入、懐中大にふくらし、長羽織を着て着物のゑりを咽の元にて、緋博多の帯、緋どんすの帯、候事大ニはやる。八幡ぐろの雪踏、又ハ朱鼻緒の裏は雪踏はやる。抑、八幡黒の皮ハ岩清水八幡宮の内陣に用ゆる神具也。心ある人ハ下駄、雪踏の鼻緒ニ用ゆる事、用捨あり度も也。○前方下女奉公いたし候者、銀のかんざしハ差不申、ミな銀ながしの類也。雨降節ハ合羽などいふもの少く、木めんの浴衣ゆかたを着したり。合羽の事、一夫も今のゆかたとハ違ひ、大なるの巻委し。西川祐信及享保比まで、画ニ湯上りの婦人のゆかたぞめなどミるべし、皆大成紋三ッ四ッ付てあり是也。付たる物なり。鼈甲の厚キ櫛、同ふとき筭簪、又ハ銀むねのくし、近年のはやり物也。と

かく近比ハ」(十九ウ) 目立事を専らにして、衣裳、髪の間結やうまで、下賤の風上にうつり、歴々の武家方の奥向、町の風に化せらるゝもミゆる也。○町飛脚、或ハ文使などいふ物、近比出来たり。○深川茶や向キにて、上方女の髪を結ふものもミゆ。○女かミ結と云女商人出来申候。○霍賀新内といふ上るり語り、深川ニ有て新内ぶしといふ物はやる。新内ハ仮の名にして、実ハ本所辺の小普請の御家人也。一生露頭もせず、放蕩にくらせしハ有がたき事共也。○宮古路蘭八と云大夫、上方の下ル。富木豊前大夫此時はやる。所々の娘子供、此ふしを語ルハ桜艸の紋所を付、髪を切て若衆たばねに結ふ。○又近年、三絃ニ笛、太鼓、つゞミを合せ候事はやる。又、一人して大つゞミを打を、二挺」(廿オ) 鞆と号し、殊の外はやる。○桜草ハ、前方ハ小キ草にて三月比三錢位にて売歩行し処、近比ハ殊ニはやり、種々花形、色合なども違ひて、珍敷物多く、一二尺も延たるを花だんにも植、鉢に植て、権門家へ贈る。此節田沼主殿頭やしきハ数百首有之由。○

正月のしめ飾り、藁にて売歩行しが、今ハしめになひてかざりにこしらへて、売歩行、又けづり掛も柳の枝をうりしが、今ハけづりかけにこしらへて売やふになりけり。○七月七夕に、色紙のミ売ありしが、今ハ短冊にこしらへて売、又生霊祭ニ杉の葉斗り売しも、今ハいがきにこしらへて商ふ。○前方ハ醴をバ冬斗り飲しが、今ハ四季ともに商ふ。浅艸門跡前ニあま酒や出し大坂や万右エ門鼻祖也と云四季共に売しが「廿ウ」始メなりと思はる。又、前方ハあま酒売、そばうり、夜斗り歩行しが、買人も遠慮がりて、手前の家のまへにてハかはずして、遠くゆきすぐるをみて、跡を追かけ買ふやうに致せしが、度々の類焼に、昼夜売歩行けるゆへ、今ハ誰とても無遠慮、わが家の前ニ買やうにハ成たり。浅艸門跡前、横山町名物也。近来所々ニ有。○或年、御城にて取行ひ有とて、冬至の夜豆を打はやしけるが、其節厄はらひ来る。冬至の夜厄はらひ今ハ来る。大晦日の夜も来る。是近年の事也。○近年、大神楽かく。前方ハ大晦日宵を参候。△近来ハ、冬至、大晦日

ハ勿論、元日が八月十日などハ別而大勢来ル。四季共に大神楽絶る事なし。角兵衛猫々、女大夫など立派成衣装にて、物日くハ歩行也。」(廿一) 文化の初年が甚しくなりたり。○前方ハ手ぬぐひ三尺五寸三拾八文と呼り歩行しが、近来木綿高直相成、百文位ニ而相成候。△寛政のはじめ比までハ七十二文、八十文位を上メ文也。手ぬぐひも百尤銭六メ六百文也。文化の六七の比ハ七四文、百八文位ニ成。前方ハ鼻紙大かた半紙上田ニ限る。但、中位の人まで、今ハ小半紙小ぎくニなる。小半紙近来はやり申候。○女中のたばこハ、五匁八文位の小山田、今の女中ハ国府まじり也。前々ハ館のあら切と云はやる。△文化三四の比が、酒むし、丁子入、或ハやにぬきなどいふ事出来て、刻たばこや、沓町に三軒が少きハなし。烟艸のはじまりハ一の巻に委し。○近比、らく焼と云流行。所々にらく焼を商ふ店多し。素人にては楽焼をする人多し。△取わけ宜物出来しハ、寛政の比、「廿二」水府中納言様、御庭焼を後楽園と号し、誠ニ精製に遊しける。文化の此が楽焼あまり多くハなく也し。○竜吐水といふもの、始て町奉

行所が町火消へわたる。○硝子細工大きに流行す。ギヤマン彫、又水晶印など此時がはやる。浅艸ニ唐物、目鏡類、又ハ硝子を商ふミせ出る。惣駄に唐物、阿蘭陀ものはやる。○八丁堀松屋河岸、磯部大神宮の神主、地代滞て地立ニ相成、社退転、其跡へ借し長屋建けるに、一夜の中に倒れける。夫が又社ハ前が結構ニ成、六月祭礼の節ハ参詣群集、氏子も数多ニ成ル。○浅艸観音、三社権限の脇へ石碑立。○浅艸三嶋前と深川大橋にひびくにミせ多く」(廿三) ありける。今ハ絶てなし。○釈迦嶽といふすもふ出候が、大男にて手の形を押たるをみるに、半紙一ばい有之候。○前方ハ角力興行、晴天八日也。近来ハ晴天十日、又近ごろハ秋すもふなく、寒中にて興行いたし候。○芝居も前々ハ土用中ハきつと休み候処、近来ハ暑中もいたし候。○近比、南部宮古の梅漬、皆人賞翫す。今ハ江戸ニ而漬て売ル。○江戸浄土宗の寺々に、円光大師拜跡二十五ヶ所建。○小網町稻荷堀ニ田沼殿やしき普請有。元酒井雅楽頭殿中やし

き也。田沼殿御役御免の後又元のごとし。熊暮橋の際の前の小川を埋、少

しの下水堀と成る。○青山何某殿家騒動、是ハ根津森

新三郎殿母義鏡台院といへる妾を起る。此女遠嶋ニ

成。元ハ深川売女の由。森鏡〔廿二〕朝正録といへる

よミ本五冊有物也。○深川仲丁駕籠やにて、縁類之者

一宿して行けるが、其跡に千両箱等ツ有之ゆへ、奉行

所に訴出ル。○分福茶釜、深川御旅所にて開帳、其節

門前にて、笹の葉に茶せんのやうなる菓子結付て売け

る。又、其くれの浅艸市に男根の形をはりぬき売る事

始ル。○近此、娘の子供智慧の輪とて、無名指にか

ねの輪はめる事はやる。○近比、博突はやり、喧嘩を

仕出し、人を切疵付候ものハ男伊達のやうに様々云な

し、博突いたし候ものハ頭分になり候処、近来ハ御政

道きびしく、左やうの者も無之、此時分、根松といふ

ヤツ、十歳斗なる女の子ニ突当り、刃物にて突殺す。

公辺ニ成ル。○裸人形の〔廿三〕腰折と申物を仕出

し、甚流行。其後又、本束帯装束の雛出、売申候。△

文化の比ハ玉山、舟月兩人の細工雛流行。尤工ミ成も

の也。小きんといへるもはやる。八九年の比ハ役者の
似顔、或ハ傾城買の風俗、も引、半天などの人形も
十間店に見へ候。しかしあまりあほらしく、よき人は
不買候。

○十月、伊豆の大嶋灰降。○安永年中、大和国くらが
り峠にて堀したる伊奈郷本ノの銅板と云物に彫付たる
銘文あり。天平勝宝の年号也。大坂の壺井屋吉左衛門

と云者好古のものにて、此銅板をもとめ石摺にいた
し、其棺をば天王寺中明静院といふ寺ニ納ム。○安永

九子年十二月御即位。○同六月の比、武蔵、下総洪

水。○七月の比やらん、金銀の〔廿三〕星出るとて世

上一統にいひふらす。其星を見るに、金星とハ心宿、

銀星(マユ)ハ大白星にて、常に出る星也。○目黒祐天寺、兩

国回向院にて開帳。

○天明元丑年、日蓮上人五百年忌、所々に供養。小金の

一月寺、兩國にて開帳。参詣群集。此開帳江戸着の日、

数多の孤僧二行に列して、見物夥数出ける。○秋江

戸洪水。○同二寅年、鎌倉八幡、深川にて開帳。○

七月十四日夜九ツ時分大地震。此時震ハ暮六ツ時頃
なりしと覚ゆ。如何。翌

十五日五時分分大地震、其夜少々の地震等へがたし。皆外へ出居る。此節大山へ登山せし人、帰りて申けるハ、大山にてハ殊の外の大地震、家根より石を落し、山鳴ておそろしき事にて有し由、物語。○西国卅三番、浅草にて開帳。○家齋公 西丸へ入御。○天明三卯年、浅草寺開帳(廿四オ)二月が始。○七月七日、八日、北の方空合黒く震動す。又、日の色黄ミ、夜中が砂降る。信州浅間山大火もへ出し、上州辺へ泥水を押し出し、山津なミにて数多死亡す。○浅間山、六月廿八日が荒れ候而、煙夥数、大石、小石焼飛び、近村七里程の作物、不残枯果申候。

高千石 表式番町御小納戸 伊丹雅楽助殿

右知行所、同国金沢村が追分の方へ七里半、横幅式拾八丁余、七月四日之朝五ツ時、雷の音いたし落入いたし申候由、其跡が煙立登り夥数故、驚き近村二十三ヶ村立退、作物ハ勿論、竹木迄不残枯申候。天明三卯七月八日承之。△浅間焼の絵図面七枚、巻物の内に張有

之、合せ見るべし。○惣躰去ル寅年が又当年三月比、

八月頃迄雨天続き、晴ハ甚少く(廿四ウ)夏も帷子着用する程の暑なし。裕綿人にて凌ける。今寒中に相撲興行せるハ此時がぞ始ける。(○)米相場両 = 四斗余、白米小売百文 = 七合、麦八両 = 九斗、引割麦両七石也。

○新酒入船致候処、猶亦高直 = 相成、拾式兩位の酒、式拾兩余なり。此時分が前ハ小売酒屋にてハ、新酒を近所得意の家へ配り遣しけれども、此時が相止し也。

○中川修理太夫殿家に騒動ある。○深川靈巖寺本堂再建、棟上十月廿六日。夏の比、井伊掃部頭殿、老職老中上座被 仰付。○諸国城付之納米御用 = 付、諸大名が上納。但、七石 = 付千俵之積り。○秋、北国飢饉にて、南部、仙台、津軽、餓死に及ぶ人多し。○六月廿九日、信劬浅間山震動して沙石をふらし、昼夜闇のごとく、雷電甚しく(廿五オ)七月八日に及て震動しばらくしづまりたる様におぼへて、諸人安堵の思ひをなし、男女家業をはじめ機など織かゝりたる所、翌九日巳の時に至り、俄に山つなミ起りて、泥を巻揚る

事凡十丈斗、信劬、上州、人家、田畑、赤土に成たる所、凡横八里に、堅ハ拾八里程に及しとぞ。八月中見分の役人衆之越候節の物語也。此泥つなミハ、浅間ガ七八里辰巳に当りて、あづま山といふ有、その山絶頂焼出し、半腹ガ泥湯、硫黄の火多んを吹出して、かくハ災におよびたる也。其吹出したる泥土、東の方上州に一ツの山と成れり。あづま山の東の根に流るゝ川を吾妻川といふ。武州刀祢川の川上にて、群馬郡也。その川を隔て、南杵村、北杵村、川島村とて、三ヶ村不残押流され、南の御番所有川ガハ六丈程高き」(廿五ウ)所なれども、役人共に押流し、烏有と也。此番所ハ三国海道也。橋ハ橋杭なく、左右ガ持合せてかけたる橋也。水面上ハ二丈斗有、其川下津波の及ぶ所、人家損亡して人の死骸、手足きれ／＼に成、流れて刀祢川を埋めうち渡り也けり。いわふ氣に川水湯と變じて、魚悉く死し、川水あふれていく筋となく枝川出来、また其流にて損ずる所の田畑、あげて斗がたし。其いわふの香の川水、中川ガ行徳へ通じ、伊豆の海辺迄悉く濁

れり。依之、芝浦、築地、鉄炮洲辺にてハ、今にも津波起るとて、大に騒動し、佃嶋の男女残らず雜具をはこびて陸地に移り居る事、凡二日也。信劬、上劬にて亡死の者、凡三四千人とぞ聞へし。其死骸刀根川を流れ下りて、房総行徳所々の浦々へより」(廿六ウ)たるを、其所にて葬りたる事、また数をしらず。同時、浅間の麓河村とかいへるを、式里に三里の地土中へ埋りぬ。是へ前にいふ伊丹雅楽助殿知行也とぞ。上劬の高崎城下などへハ泥の雨ふり、人家を圧潰し、松平右京大夫殿領所、不残不毛の地となる。江戸ガ信州、上州に親類知音あるもの、大かたとぶらひに行たれども、高崎の川、昼夜いわうの火焰流れ、雷電止ざる故、おそろしく、皆高崎ガ引帰す。安中駅残らず泥沙にて埋、一駅破滅す。木曾道中、往來たへたる事、凡十日余、江戸ガ行人、深谷宿ニ逗留せり。此時節に江戸にても、六月晦日比ガ震動の様に、時々鳴響候て、七月七日、八日、戸障子ニ響たり。八日夜ニ入て、その音聞えず成ぬ。右兩日ハ朝より空の色赤く曇り、日」(廿六ウ)

の光薄く、北風にて白き砂を吹らし、軒端が家上につもる事、灰を散したるがごとし。昼過が南風に吹かわりて、灰も降来ず成りぬ。浅間の砂、凡関東へふりたる事、浅間が東へ大かた残る所なし。奥道中へ宇都宮辺に及ぶ。所によりて厚薄あり。草加、越谷宿にへ巻式寸、下総小金辺三四寸、上州御領所の辺へ、土砂ならしに、菅坪三斗五升ほどありといへり。上州所と砂減したれば、かいこの種失て、来年へ絹のあたひ高かるべしといへり、綿麻なども失たるゆへ、価一倍に成ぬ。今年、江戸の米金一両＝四斗式升迄を商売するよふにへ成たり。全躰春二月が雨天つゞき、八月、九月迄曇り勝にて、関東の地凶年に及べり。別而奥州仙台、南部津軽へ地を払ひて不作なり。奥道中所と盗賊横(廿七才)行して、申の刻が往來なし。江戸にても貧民道路に立て食を乞ひ、人家にたよりて飢を凌ぐ者、白昼にたえず。往々行倒れ、死たるものありて、官に訴へ御検使を願ひ、町の物入に成たりけり。冬に至り、町奉行所にて大坂が御買米あり。町々へ七斗の

相場にてわかち被下、夫が少々米の価も(ヤ)簾に成けり。

信笈安中駅、泥土に埋れ破滅し、領主板倉勢州、重代の宝器を估劫し、国中を再興せられぬ。その器の価式万両也。其中に油屋肩衝といふ茶入を松平雲州公出羽守殿が千五百両に求められけり。此茶入へ大閤秀吉公が東照宮へ贈給ひし秘藏の物也しを、又、板倉殿先祖拝領有りし事にて、天下に知る所の器物也。尾花といふ茶入も、日本橋檜物丁大橋忠七(廿七才)という町人、六百両に求めけり。其外、常住釜の本哥をバ柳沢甲斐守殿百両にて求められけり。其余ハ伊勢守殿本家板倉氏求められたりと聞べし。○十月八日、神楽坂にて富吉といふ者、親の敵を打。人のよく知る所なれば略之。此事を豊竹肥前座にて浄るり狂言に作る。△打哉神楽太鼓といふ外題也。翌春狂言に、市村座にて八百屋お七に取組てする。所謂敵ハ熊十半五郎、富吉ハ中村十藏師匠、十ヶ崎熊太郎八十町、又お七路考後、八百や母四郎十郎、杉常世七左衛門、伝吉仲藏、大当りの狂言也。予も壮年の比見物して覚へしま、序にこゝに記

し置ぬ。釜屋武兵衛音八、油屋太郎左衛門坂東三八。

○八百屋坂東彦三郎、其頃に
至て下手也けらし。○十二月廿日、浅艸鳥越

の出火、深川迄やける。○十二月廿七日の正月三日比迄、(廿八才) 光芒ある星西の方に宵の内ミゆる。○天

明四年、京都泉涌寺、深川靈雲院にて開帳。仏舍利、

靈宝数多。御所車も有之。勅許御免、といふ開帳札を

建る。○市村芝居相休、普請出来て、桐長桐と成、四

五年過て、又羽左衛門と成ル。○春の頃、大名衆の城

詰の御用米彫鋪着船す。九笏舟も江戸へ入津、土崎船

千八百石積之由、又薩笏船帆柱に皮付の松の木一本を

帆柱としたる由、かゝる大船入津ハめづらしきとて、

評判有ぬ。○別々に無宿孤かぶり多く、江戸橋辺にハ

武百人余も集り居候由。(○)此節ますく、関東きゝ

ん、白米小売百文に五合、またふすま百文に四升、糠

百文に六升也。○六月に至り、御救米として、下直ニ

三ヶ津へ被下、百文老升づくにして、江戸中の町役人

の(廿八才) 町中之者へ割渡ス。深川一色町、小松町に

御役人中相詰、江戸中町人に御渡被成候ニ付、町役人

共、船子印を立請取に出る。大群集也。○三月廿四

日、新番頭蛭川相模守殿組佐野善左衛門、殿中にて若

年寄田沼山城守殿を切害す。同四月三日、佐野氏切腹

被 仰付、此人の墓所ハ浅草門跡地中にて、此節殊に

参詣群集、花を上ヶ散錢をまきて、皆人世なをし大明

神と号す。門跡表門を入れて、右側神田山と額ある寺也

けり。○田沼山城守葬送の節、見物群集石をなげ、何

者やらん、さまざま悪口して、供の人数甚難渋せしと

て、寺ハ約込也。寺へ参着の頃ハ棺郭も殊之外疵付、

かけたる結なども破れ、見苦しかりしと云。ハ皆人が

浦山城と思ひしに今ハ田沼ぬ身とぞなりけり。其外種

々狂歌雑説紛々たり。○本所堅川御浚有。(廿九才) ○

丸之内の出火、築地本願寺迄焼失す。○田沼屋并出

水、其外之巷説秘事付、佐野殿其外之御仕置、狂歌落

首の事、但少々前後も有之。

○去月廿四日、於 殿中山城守に手疵為負、雖乱心与

山城守右疵ニ而相果ニ依、切腹被 仰付者也。

四月三日

切腹

佐野善左衛門

右於評定所、大屋遠江守、曲淵甲斐守、山川下總守立
会、遠江守申渡、檢使下總守、

御徒目付

八木岡 政 八

尾本 藤右衛門

工藤 八右衛門(廿九ウ)

曲淵甲斐守組
介借人

高木 富助

添人借人(マ)

大苧五郎次

山城信濃守組
添介借人

原田 初太五郎

御目付

井上 図書頭

安藤 御右衛門

末吉 善差衛門

大目付 久松筑前守 大和

差扣 牧野大隅守

差扣

四月七日

○

御役御免寄合被 仰付候 跡部大膳 御目付
松平田宮

小普請入 新御番
万年六三郎 猪飼五郎兵衛
田沢伝左衛門 白井主税

遠江 御目付
御咎不及 柳生主膳正

松平对馬守(舟オ)

右者、去月廿四日佐野善左衛門乱心ニ而、田沼山城守
ニ為負手疵候節、組留候段、達 御聴、心懸宜思召候
ニ付、御加増弐百石被 下置候旨、於芙蓉間、御老中
列座、大和守殿被 仰渡。

○辰のとしの大小、諸大名 六正二にくむ七ッぼし今四
九しると霜のよろこび

○以手並申入候、光レば於 御殿中、御田沼礼被成候山
城守刀之義、切味御乱心可被下候処、御不覚悟ニ而能
切レ不申候由、被仰下、新番忝存候。為御礼、如佐野
御座候。以上
身ニ無イ武士。田沼さんかた縁者衆大きな疵と此よふ

す、ついたらくいとうけつとに、山城へ佐野切よぶじや、おまへの親へ」(卍ウ) よくつらといわぬハひとりもないわな。

○佐野よ田沼に意趣あるならば、切らせ給へよ対馬さん、切つた佐野へさのきのこんこん本文さまよかしまに神あるならばあはせ給へやたゞ一夜、きたさのくさぬきのこんびらと云々。

○股切三寸かた八寸ゆび八九本で死にかねる
桃栗三年

○佐野善左衛門 太刀ぬ木

○いでその時のほちの木ハ、遠効相良の息死にて、有り

しよのそのへんぼうに、加納太田の中に、桜田大手に石見寺領分松山合せて三ヶ所の疵、父さんくくに至る迄、それも有そふな時節の城、丹後に取付、駕籠乗つて候。

へ常世にもおとらぬ佐野善左衛門梅にハあらで七曜をきる

へ山城のしろの小袖が血にそみて赤としよりと人といふなり」(卍一オ)

へ金はとり肴ハもろふ世の中に 何とて佐野ハつれなからむ

○遠州相良の山城下々悦べ俣ハお城できられたわやイ、せたかに大きな赤き口のあきたる化物、親のいんぐわが子にむくぬ、めづらしい事く、御老中く

○紅鹿子ミじめ動城死

佐野にお為が数々ござる、諸家の金を取ほして、やたらむせうにおごる也、親のかげできく口は、世上一統にくむ也。殿中のさわぎにハ、大目付ついとらまへて、沙汰ハ殿中へひよく也、聞てかなしむ人もなし、親の登 城の気がぬけて、けんもんの筋をやめにいたさん、

いわずかたらぬ親心、切られし時に取さへぬ、つれな
いハたゞ同役衆、とふても太田ハむこじやもの、さがらくとうたハれて、金で親子のわけハだて、勤さん
すりやずるくくと、どうでも善左ハ」(卍一ウ) 手がら物、お江戸そだちハけなげなものじやエ、

へ山城が手疵太田といふ酒井加納まじとて送る米倉田沼所持之方皆同役衆

一、米式拾貳万俵越後新 湯ニ有
一、同貳百七拾万俵大坂嶋ノ 内ニ有リ

一、同三拾五万俵若菟小

一、同貳拾万五千俵長崎丸山

一、同六百八拾万俵相良ニ

一、同六千貳拾七万五千俵但四斗入

此石四百一十一万石

一、油貳億五千百樽浦賀に有

一、金八億八拾万兩当地屋敷ニ有

一、町屋敷貳百七拾ヶ所

○大しよくといふ人ハ一に宝を取こんで、二にこく仕舞込ミ、三に相良をつくつて、四ッに世の中さハがしく、五ッ印幡ハ水に成、六ッむりなる触を出し、七ッ何やら気まぐれ、八ッ山事取持て、九ッ」(冊ニオ)此度当て違ひ、十でとふくしくじつた、大しよく舞をみさいな。

○浅草第六天前、川岸通町屋敷ニ御割渡し有之、始て家作地と成、此節御藏前ニも少々割渡の地面有之、○十一月、桐長桐芝居興行、御免之節、馬揃と云狂言をす。天冠、狩衣、大口の衣装にて出、太鼓彦挺にて唄

ひ舞ふ。是古しへの女舞といふ物の遺風也とぞ。笠屋

三勝といふ舞子のいたどきし天冠、今狂言作者並木五瓶所蔵也。○天明五巳年六月、嵯峨釈迦、回向院にて

開帳後、浅草に旅宿始て有之。○九月、浅草門跡焼失後御堂建立、入仏有。○水戸祇園寺、真雲院にて開帳。

関羽の印、靈宝に有之、元祇園寺開山、心越禪寺ハ関羽の末孫にて、唐僧也。○此頃稲葉小僧といふ又因幡小僧

盜賊、一ッ橋御殿にて被召捕、町奉行所」(冊ニウ)にて

吟味之所、此盜賊所々の大名方奥へ忍入、或ハ居間に入、御巨燵などにもあたりしといふ、様々の風説あり

しが、御仕置ニ成ける。誠に大胆不敵の者也とぞ。○

天明六午年、正月元日ハ日も午の日に当る。前年より丙午ハむつかしき申触す。元日則日蝕也。○正月廿二

日、大風、朝四ッ時過湯島辺ヲ出火、深川永代寺門前

迄焼失す。夫が少々の出火所々に有、殊之外騒ッ。一ッ橋内御春屋も此春焼失す。○あしき風はやるとて、

もみのきれにて猿をぬひ、小き鈴を付て、子供の帯に付る事専也。ミナ跡形もなきもの也。○此年五六月の

頃、雨ふりつゞき、暑ハ少く涼しき事斗也。○七月十四日、十五日、大雨、夫ハ洪水、新大橋の杭ぬける。夫ハ御救舟出る。本所辺ハ陸を舟にて通路す。此節大水、関東筋にて人数多死亡す由。○秋関東大水、六月中ノ（冊三〇）度々雨有、土用中もかたびら着る日ハ一日二日ならでハなく、七月に至て殊に雨つゞき、十四日ハ十八日迄昼夜五日大雨つゞき、十九日に漸快晴せしかども、前日ハ洪水にて、浅草川の水溢れ、兩岸の陸地船にて通行する事十日斗水中を往来せり。又御蔵米天王橋辺ハ人の丈々たゞず、萱町のあたり皆川の如し。浅草新堀ばたゞ、下谷金杉、千住をかけて、人家床の上に水あり、新吉原日本堤のむかふ、今戸、新鳥越の辺迄、一望に海のごとし。洪水堤をこへて五丁町に押入、床に及べり。中の丁ばかりハ床迄ハ水及バズ。回向院辺水床をこえたり。三ッ目、四ッ目、亀井戸に及びてハ水屋根をこえはり。依之、屋根を切抜、はい出て助け舟にのり逃れたるもの數百人、三囲いなり、秋葉の辺、皆かくのごとし。平うけ地、（冊三三）木下川辺

ハ陸地ハ水の高き事尅丈三尺、是ハ軒口尅丈三尺の土蔵ありしかども、軒口迄付たりと人物語り。江戸にて水の及バざる所ハ、馬喰町三町目よりとしま丁迄、一石町ハ芝辺ニ至る斗也。深川永代橋の向ひハ水あふれず。仙台河岸より北ハ皆水中に住居せり。馬喰町四丁目半迄水おし入、柳原、新橋、お玉が池などもひとつ水中と成けり。新大橋、永代橋押流され、その外深川、本庄辺（マヰ）の橋所々落けり。兩國ハ真中の橋杭三本水に抜れたれども、漸にて防止、橋ハ落ず、川上の大川橋も水勢にひづミたる故、暫往來を通さず、兩國橋の西広小路ハ窮人御救ひの小屋三十間斗建られ、粥を賜りしに、後ニハ握り飯にミそを添て賜りけり。此まかないハ堺町、ふぎや丁の茶やへ命ぜられて、（冊四〇）上ガ米を渡し置れ、焚出しを茶屋にてせし也。毎日食物を車にて運送す。馬喰町四丁目馬場にも小屋を建て、伊奈半左衛門殿支配所の水に逢たる者、百姓男女數千人集りて騒しき事大方ならず。此賄、一日に半左衛門殿ハ尅人ニ付、米三合錢五文を賄ひけり。夫ハ後本地に付

ても日々かくのごとく賜りたる事、凡二三ヶ月にいたり。洪水川普請始りて此事止メ、普請御手伝ハ皆中国、西国の諸大名に被_レ仰付、金子にて伊奈家へ上納あり。御普請所へハ御勘定御役人耆武人、川方手代同添、半左衛門殿家来も同道ニ取行れしと聞えり。同時、井の頭上水も漲あふれて、目白不動の崩れ落て、山下に懸りたる上水樋を押つぶし、小石川水道の水絶し故、江戸の井かれて樋修覆の中巻ヶ月(井四ウ)余井水に難義せり。是ハ三年前七月、浅間山焼出て砂のふりたる時、関東の川々砂に埋りて、川筋かハリし故、洪水に及び、奥道中幸手、杉戸(マヤ、也)の際までの堤切れて、江戸の難義に及びりとぞ。四十五年已前大水なりしが、其年よりハ水の高き事四五尺に及びり。江戸草創己来未曾有之大水也と古老驚きいへり。同時常務筑波山の麓に安場山といふ山つなミ押出して、銚子の湊に及びしが、銚子の町大かた押流されて、わづかに人家二軒のミ残れり。江戸にても芝切通しの山、小石川氷川明神の山など、風雨に崩れて往来暫くハやみにけ

り。四ツ谷より牛込辺に到りても出水、一兩日たゞへて難義せり。此あたりハ高き地面なれども、水害に逢たる事珍らしき事と、其頃の云(井五ウ)伝へなり。(○)同時、下総の印幡の沼を埋て新田にひらき、和州金峯山を掘て金を出すとて、百姓方方ハ持高百石ニ付、銀子貳拾五匁ツ、五ヶ年上納之事、仰付られけるが、間ニ付、銀三匁ツ、五ヶ年上納之事、仰付られけるが、九月八日、公方様淡明院殿薨御ニ付、此事停止ニせられたり。金峯山などハ小屋がほど出来て金堀ニ取懸りたる程の事といへり。市場沼ハ三四年已前ハ埋立ニおよび、官の金を費せしも影鋪と聞けり。当時駒込の千川上水を再興し、ひゐて本郷ノ下谷、浅草ニ到るまで地中ニ竹樋を通し、其道路に新に井戸をこしらへ、年々水役金上納に及けるが、是も事行れず、停止に及びり。此上水遠き所(所)が来るゆへ、水の到り兼る所も有て、徒に新井戸をもふけたる(井五ウ)斗にて、水役金上納せしかば、迷惑に及ぶ者も多しといへり。天明二年の頃より行ける也。○九月八日、家治公

御他界、奉称 浚明院殿。○田沼主殿頭、しるがねを以牛をこしらへ、平常傍におきて呪文を唱て撫らる。当時、立身並びなく、老中職に迄昇進ありし故、世上専此事流行ス。土にて焼たる牛を撫牛と号し、寛政の頃迄世上一同に有しハ此遺風也。撫る時の呪文ハ大威徳明王の多羅尼也と云。(○)今年正月元日丙午、此日則日喰也けり。○同七月十三日ハ大雨やまず。十六、七、八九日ハ洪水、近在所々江戸本所辺大水、永代橋、新大橋落る。兩國橋ハ十八日ハ往来留。両町奉行ハ年番与力、同心、町年寄三人、其外手代大勢出役して、水防人足指揮す。兩國広小路ハ小屋〔并六オ〕掛被 仰令、中村、市村兩座芝居并岩代町の茶屋共の門口ハ御用焚出、堺川料理茶屋拾九間之内、何屋と紙に認張申候。ふきや町同断。拾間之内、岩代同断。拾六間之内、何やと銘々張札いたし、是を運送するに、握り飯を半紙に包で味噌を入、紙幟に町銘を記し、四斗樽ニ入、町役人、名主付添、兩國ハ持出し、兩年番之与力ハ差出申候。堺丁芝居仕切場に高張御用燈灯二ツ、

木戸入口二ツ、大釜を両芝居の間へ并べ、昼夜焚出し茶屋共へ遣ス。紙ニつゞミ四斗樽ハ入申候。其外紺染ぬきに御用之幟出来建申候。岩代名主 松五郎 庄右衛門 家主七右衛門 権右衛門。但、寛保二成年八月七日、出水にて右焚出し両町へ被 仰付、当年午年ニ到四十五年ニ成候由。(○)同七月廿二日〔并六ウ〕より兩國往来有之。廿四日より舟渡し被成。○江戸に病犬の出来たるハ享保の頃ハ以来也。其前ハ無之事也。或家に土用中に雀の樹上ハ落て死たるを、犬の喰ひて病付たるに、雀の薬を飲せて治せしと云。△病犬外の犬をかミて、其毒氣かまれたる犬に入れば、其犬また病犬と成故に、病犬来たる時、群犬取まき吠るといへども、決而病犬にハたゞの、犬喰付ぬ物なり。ためし見給へ。○天明七末年三月、將軍宣下、同四月、御名代松平讚岐守殿、行列にて京都へ発足、日本橋ハ大通り品川迄見物群集。所々に喧嘩有ル。○四月中ハ五月に至り、米穀大高直、白米金壹兩貳斗貳升ハ壹斗八升ニ成、小売百文ニ三合、御藏前相場百俵貳百兩迄

ニ至る。此中江戸中打こわし発起、」(冊七) 最初中橋万作と云米屋がこわさるゝ、夫が所々此騒動有之、其節米と豆と御借被下、尤江戸中町人不残也。又御救銀被下。伊奈半左衛門殿かゝりにて、耆人前米耆合、大豆四合之割合にて、人別をもつて下直に御売渡被下、小麦も渡る。町中へにてから麦を搗申候。又貧家ハ玄米を徳利に入てつき申候。又所々有徳の町人が放方有之。此麦の不渡前ハ、大豆、そら豆、里芋、さつまいも、大根、ひじき、あらめ類を糧にいだし、芋ハ耆升七八拾文ニ成けり。○石河土佐守殿、町奉行被仰付、少々内に御番所の仕方かへる。又、与力、同心、不首尾之族有之、永之暇に相成ものも有之。○当年、常州金砂山カキヤ明神祭祀にあたる。此祭七十二年目に志度有事也。神輿十里四方を通行する故、前後七日ニ」(冊七) 及ぶ大祭祀也。祭祀の式、東鑑にもみえたり。甚古風也。祭祀の式、古代のまゝに執行ふ。水戸家がも警固嚴重にして古の通入用等を省略せず、掟あるに依て、其費用容易の事にあらず。二三ヶ年前があらか

じめ沙汰ある事也。蛇形大明神と称し、応神天皇の御宇、垂跡にて五穀成就を守り給ふ。神躰ハ則蛇にて、壺に湖をたゞへ、其中に鎮座有、七十二年目毎に神輿の中に納めて御出ある。同国御貢浜と云所にて、御旅の間神躰を入かへる也。此神躰七十二年迄壺の中に有るゆへ、壺中潮段々減じ、祭祀近く成りてハ、殊に少くなる。潮少くなるにつけて、世間凶年打つゞき、不熟也。祭祀済て神躰の替り、潮を汲かへて、其ある間ハ豊作なる由と伝ふ。」(冊八) 祭日ハ二月初酉日を初とす。供奉の小兒といふ者廿耆人、冠にて花染の麻衣を着て、銚馬上に列す。其次に、猿の面をかけて廿耆人馬上也。面ハ古作のもの也。又、小童五人赤衣をかけて供奉す。往古ハ奉幣下向ありし。祭故、水戸家が殊に尊信あり。七日の中日にあたる日、貢浜に神輿をとめて、一夜祭事神秘の事ある。夜半竜神参詣すると云。其夜、神躰の蛇海上に浮ミ来る。則是を取て壺ニ入奉り、今迄の神躰ハ入かへりて海中に帰りましますと云。神輿御旅にて田楽の遊びを行ふ。田楽の式、世

上に絶て伝らず、只金砂山の社家に伝て残れりと云、神
秘として他家へ伝ず。此祭礼、鎌倉、北条の時には有
たりと云。○加賀国木屋藤右衛門と云（廿八ウ）豪富あ
り。米買メ莫大ニ付て、親子共に斬罪にせられ、手代
五人ハ遠嶋にせらる。闕所物夥しく有事
ハ別卷ニ記ス。（○）天明六年
年のきムン、世上ニ米払底なりしかども、此木屋方に
買置たる越後米、不絶売物ニ出て、翌年の夏迄世上に
ありしも、木屋売人しわざにて有しとぞ。（○）同年、
出羽米四千石、北国廻しにて大坂へ登せたりしに、初
着船せしハ、老石ニ付銀式拾式匁、おかれて着船せし
ハ、老石百拾式匁に相成たりと云。○諸国、百石ニ付
銀三匁宛之御触、午年大水後相止ム。○松平越中守
殿、御老中上席被 仰付、又補佐ニ任ズ。此節上京に
て被任所也。○田沼主殿頭殿、蟄居被 仰渡、五万七
千石の内、御加増御取上、老万石を主殿頭殿孫に被下
置、御役被 召上、御役屋敷引払之節見物群集し、皆
々悪口をなし、礫（廿九オ）を打。○田沼殿御役御免の
後、江戸中井戸に毒ありとて、武家、町家とも水汲ぎ

る日も有けり。○天明五年の比、筑後国黒田家の領万
叶崎と云所にて、地を掘て金印壹ツを得たり。倭奴国
王之四字有、後漢の孝武帝が賜るものムよし、いにし
へハ和朝がもろこしへ使せし事有れば、其時ハ下知に
随ひしものにや有るらん。○五月廿日の夜、扇橋辺の
米屋へ大勢押入、俵物を取て行方しらず。是きムゆへ
の事也。同年十二月が、町々横町に至るまで木戸出来
る事とハ成ぬ。○天明八申年、御台様御入興。○お
まんの御方懐胎、姫君様御出産。（○）京都大小神社仏
閣焼失、禁裏炎上。是正月五日の事也。三日鳴物停止
有之。○近頃、碑文谷の仁王参詣群集す。所（廿九ウ）
願者断喰して此寺に籠る。江戸中大参詣。○大水後、
松本伊豆守殿、小普請入被 仰付、赤井越前守殿不首
尾、井伊掃部頭殿、松平周防守殿御役御免、稲葉越中
守殿同断。○御勘定組頭大山家次郎、御金引負之義ニ
付、斬罪。此節、右一件ニ付十七屋といふ飛脚屋并手
代引廻し御仕置ニ相成、小堀家伏見奉行ニ有之候処、
此度家断絶。（○）小堀殿ハ小田原へ御預ケ。○金森家

御取立、本多何某殿御取立、金森息女ハ先年断絶の
砌、町家の養育を交て有徳の町人の妻と成。今芝辺ニ
存生之由。○御家人御救として、藏宿借金ギエン被
仰出。(○)近来修行者木魚を叩き、光明真言を唱へ
て歩行もの多し。是ハ信州天災の節死候ものへ喜捨と
して、唐銅の百観音を建立す(四十才)とぞ。三百年の
うちに成就するとかや。上州辺の寺へ納めし由、夫が
此修行者後々も歩行し也。

田村主殿頭

名代帯刀

先達而御役被遊候得共、兼而思召有之候ニ付、兩度之
御加増式万石被 召上、差扣被 仰付候。大坂ニ有之
候藏屋敷、御用ニ付可差上候。只今迄之居屋鋪も家作
共可差上候。

居屋敷引弘之義は、明後七日引弘可申候。

右於越中守宅、掃部頭老中列座、越中守申渡、大目付
岩本内膳正罷越。

松本伊豆守

名代若林市左衛門

思召有之ニ付、御役被 召放、知行式百五拾石ハ被
召上、小普請人(四十) 逼塞被 仰付者也。
右於太田備中守宅申渡。御目付神保喜内、井上助之
進罷越。

(○)開帳。此節の戲言の類百分一を記。

○しもふたの国大手切郡平田沼村せい丈ヶ山満水寺

一、本尊洪水あみだ如来かれ菩薩いつといふさんくの御作也。

一、名主不納役所正徳大水の御作

一、田畑荒沢不納そん東ボウカレン方皆損御作

一、皆無地頭損梵天国拜借金の御筆也

一、百姓種なしの鎧 一、助船よぶこの笛

一、家財うき丸の御太刀 一、老人老合のまんだら

一、伊奈様御枚のめうがう すき鍬質入寺火なんよけの
泥水結縁のために出し申候

御詠歌 (四十一才)

たべ物も今より後ハよもあらし皆おたすけに

参るミなれバ

右本尊并靈宝、去七月中旬が下旬迄、難義山迷惑寺ニ
おゐて開帳せしむるもの也。

一、満水寺不益坊方おぼゞ娘念仏踊一切出し不申候。
変多ほし

あとのあくの田沼殿のお顔の色が、三日さめて子に子
がかつて、めつぼうとこそ候へ。毎日の御評義まつて
居候。神田橋のひみきハ御ざなくさきのくはむきの
金とつて、下にもまげざるはぢざれや、はぢと名ざ、
ハ桜田といへど、武士のはぢにハ何くぞ、金銀さら
つて利をのぼし、はや町方ハうるほひと、ひがごとな
がら此とがハ、おさじとく(四十二ウ)此二人、外で
ハしらぬといふ。水野主殿とふたりたへずにとふたり
たへずに、くるわ松本斗こつちに如才ハ有けれど、そ
つちの心で印幡沼、ほふくの義絶するのもやぼてな
し、ひかすに目出たふ元の所へ御直り候へ、あら冥加
なしや、こなたこそ遠苅ざんねん、ざんくねんとつ
かいはたして舞納ム。

○評判く、天明六丙午年、下総国印幡沼の松本にて、三
井組上田組の大山師、人足を先にして、廿五匁の金銀
の不通用、玉を世界の目つぶしにして、泥の中にて生

捕ました化物、人面獸心にして、眼ハ七星の如く、鳴声
きんくとなく、口は長崎の果までさけ、食物ハ世
界を一のミにし、春秋に水火を吹出せし水にて、世界
の油の根をたやし、此世を響ニ(四十二オ)なさんと斗り、
仕廻の果にハやたらとる方へ、伊豆主殿なしに赤井雲
に打のり、運上してこそ失にけり。

田も沼も山村かけて水野出羽願ふ甲斐なき南無三匁か
小間三匁の運上迄ニ成たり、
江戸中

世の中もせんたく比に成にけり上ハよこなる下ハやぶ
れる

御役人しつかい猿が股切れて泥田捧と成る御用金

子ハきられ孫ハくるむまのとし秋の彼岸に落ちる雁の
間

厄私

○やあらことしの不思議を申さば、ふるハ変年雨ハまん
水、水場の人々百年目、葛西太郎ハ噂ぜんさく、当分
作ハ無せんざい、正月、二月の大火事に、広き焼場が
三ツ出来て、また水出てむづかしく、是も大旦那の御

損毛、町家、百姓引からめ、東の海へさりりく。

○ヤアラ田沼の旧悪申さば、取ハ千軒、金ハ万両、方々だ(四十二)

ますが八千軒、三浦の庄司が百年目、是も田沼の不仕合、あつくま下郎を家老にし、且那の首へ繩を付、西丸からそろりく御役上りました。

○行春や鳥なき魚の目ハなみだ

梅が香にのつと日の出る山路かな

人もミぬ春やかぶみのうらの梅

波路来て何やらゆかしすみれ草

ものいへば唇寒しあきの風

舟と成帆と成る風のばせをかな

頓て死ぬけしきハみえず蟬の声

道ばたのむく(げ)ハ馬にくわれけり

あかく日ハつれなくもあきの風

むざんやな兜の下のきりくす

ひややかなかせをふまへて昼寝かな

うれしふて頓て悲しき鶉舟哉

蛇喰ふと聞けバおそろし雉の声

御殿中

西ノ丸

御部屋さま

越前

周防

出羽

主殿

良助(四十三)

中務

庄司

伊織

伊豆

豊前

ありがたき姿おがまんかきつばた 善左

草色々おのく花の手柄かな 伝庵

こちらむけ我もさびしき秋のくれ 若林

蕨籬もけふはうりかつ若葉哉 東叡山

草の戸も住かわる世ぞ雛の家 稲葉

元日の田毎の日こそ恋しけれ 水入

なんの木の花ともしらず匂ひかな 下々

メシ 町々

悪者評判記

大悪上々吉 廿

神田沼右衛門

頭取 此度世の中手本忠臣ぐらに、七ツ星由良之助の役

御主人の一大事の場へもかけつけられず、直に退役を

願ふ早替りの仕打、ミなありがたいと声かゝりました。

見物 此人大立物にしてハ一躰の仕打小サく、金銀の世

話事こまか過て、とかくこせ付てみえます。権門組

それでも此人さへ相手どれば、どのよふな狂言もよく出

来るしよ。ざつとこんたんの名人く。世直組

がうつばらの対客やろふめ。名人とハ倅人の事か。そ

の口へ金山の石をほうりこみ、鼻の穴から印幡沼の泥をつき込ぞよ。

〔頭取〕東西く。扱式〔四十四才〕番目ハ

盗賊の張本、相良之城蔵と成、幻術を行ひ油を呑み、くらやみにして融通金を取仕打、にくいぞく。夫ハ金貨を医者に仕立、奥へ入る所か、つよしく。いづれ敵役の親玉との評判。段切、大詰の幕。我子ハ三年前ニ殺され、孫ハ何にかくわれしとの愁たん。おぞふ。情出し給へ。頓て御加増にミな上の字が付ませ

米十月御法事過が壳始

米水油町屋鋪大安費

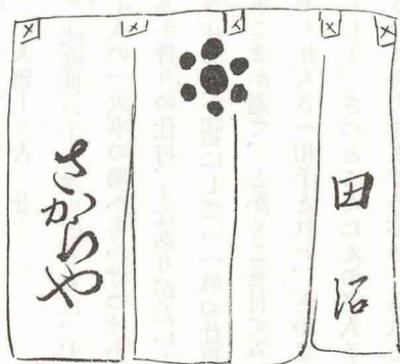
かけねなし

口悪

〔図下段参照〕

〔四十四ウ〕

上様益御機嫌悪く、諸大名様方、国々在ミ町方、別而評判宜からず候段、奉入恐候、随而成上り之私義、段々以御立、日増知行加増仕、冥加恐ろしく奉存候。賂路ヲ運上、或はニ御用金ニ而横取仕候。金子置所無御



座候ニ付、諸国在ミ至而世柄悪鋪、困窮之時節ヲ考、夥鋪〔四十五才〕買メ置候品々、此節ニ候へば、随分下直ニ売払申候。御入用之節は大小名御旗本ニ不限、御用被 仰付被下候様、奉希候。荒増直段附左之通ニ御座候。

一、米 元高三百俵

日々万人を絞り上候

一、水油

百石ニ付

代式拾五奴

日卷文ニ付

代三百七拾式文

小間老間ニ付

一、町屋敷

代三奴

右之外、雑穀、粟種、紙類、其外諸品沢山仕入、所持仕候。且亦、諸方より御婦し被成候、忝并家中子供之義は、別而世柄に応じ、下直ニ引下ゲ、相場はづれ格外に売申候。居屋敷あけ払之。当日より御賑々敷御見物ニ御出可被下候。以上

〔四十五ウ〕

神田橋元町

さがらや

六十七

○仁過れば 弱く成る ○義過れば かたく成

○礼過れば へつらいと成 ○智過れば うそをつく

○信過れば 損をする

へ氣ハ永く勤へ堅く色薄く食ほそふして心ひろかれ

へ当世ハ諸事おまへ様有がたい恐入ます扱御もつとも

へ不用なへ御無事御堅固致候つくばいよふに拙者其元

△信劬大變不後、村方在とも漸元に帰り、穩ニ成けれど

も、浅間山の烟ハ今にたえず、此頃去行脚の僧の浅間

の麓、何とかやいふ村に止宿せしに、其所に一兩日も

滞留して、旧跡など拝ミとりしに、宿のあるじ此僧を尊ぶとミて、色々馳走のついでに〔四十六ウ〕先年の変事など物語、何成と書て給われといふ。此僧いなみけれども聞ず、硯付て頻に望ミければ、心ある僧にやありけん、古歌を書て遣しぬ。へ信濃なる浅間がだけに立烟遠近人のミやハとがめぬと、したゝめて遣し、其翌日旅立ける。其後、村老等より合たる時、役僧の書たる歌を出して、満座者に見せし、上尊き上人にておハしませし、もしや弘法大師にてもあらんかと、取ミ辞義せしが、此書たる物ハ何等の事やらんとて、よミて其中に博識なるものやありけん。此歌ハ何とも合点ゆかぬ事かな。此後、又焼出て大變あらん事を示し給ふにやと云。満座の人々、夫ハいかなる事にやといへば、此内に浅間が嶽に立けぶりと有。是ふたゞびやけんといふの事なるべし。しかしおちこち人の〔四十六ウ〕ミヤハとがめぬと有なれば、はやくこの村におちこち人の宮を勧請して、丹精にいのるならばとがめらるゝ事あるべからずといふ。皆々是に同心して、誠に尤の事

なり。これハ実には弘法大師の御告にうたがひなしとして、組合の村々へふれをまわし、少々宛の集銭して、程なく此宮成就しぬ。遠近人の宮と号す。後に御代官所へ聞えしかども、あまりたわけなる事ゆへ、許に及ばず、其上正直ニ神をいのるハ悪しき事にはあらずとて、其儘に打捨置給ぬ。此事戲言にあらず。今に四時の祭礼おこたらずといへり。○寛政元酉年五月、蝦夷地に騒動有之、松前志摩守殿が、人数大勢遣し、早速静謐したりと云。○深川永代寺にて、成田不動開帳。奉納物あまた、(四十七才)参詣群集ス。○同時、深川万年町にいざりの無宿有て、処同所法乘院之不動を念じ、三七日断食にて祈りけるが、やがて腰立ッ。皆々寄合、剃髪いたさせて、不動の堂もりとす。夫より此不動繁昌して、堂の普請も成就す。其後、此坊主不行跡にて追出されけり。しかしながら腰の立たるだけとくつきけり。○寺々殿重之御触度々有て、先年寺方に梵妻多く、其節総寧寺の住寺入牢、又深川洲崎吉祥院監司入牢、日本橋晒之上、本寺へ引渡さる。○三股

富永町住居の者に御引科被下、引払被 仰付、秋元但馬守殿御手伝にて、悉く浚ひ、跡ハ元のごとく川と成。是が前、中洲殊之外繁昌、納涼に賑ひ、清住町の河岸が見渡せば、中洲の茶屋一面に挑灯を(四十七才)ともし、皆人日本一の納涼と申候所、戊の年が又前之通之武家屋敷と成、淋しく相成候。○同時、浅草川の洲さらひ有之、其節隅田川の土手普請の土と成。土橋人足通ひのかり橋かゝる。

霜月下旬が、中洲さらひ始る。翌戊年五月ニ終る。土持通ひ仮橋かゝる。其土ハ深川石場にはこび、筑立地ニ成、又佃島の脇を埋ミて、長谷川平蔵殿火附盜賊奉行

○懸り人足場出来、又靈雲寺へ持はこび、山と成、また往來の地形と成。清住町通には砂利をしき下されける。

長谷川平蔵殿懸りの嶋へ、入牢したる無宿の者輕罪のもの數百人を入おぎ、今以有之。(○)兩國橋、

本庄方筑立新地 是ハ先年箱崎浚の土にて出来 同時の御浚有之。其土

ハ兩國橋広小路地行して、又回向院にはこび、小高き所出来たり。○十二月廿一日暁、大坂西横堀東町が出火、御城(四十八才)大手馬場前にて焼止る。西ハ玉造

稻荷迄。凡焼失町六七十町に及べり。皆繁花の所のミ
焼たり。○十一月、所々甘露ふる。

○寛政二戌年、木倉御浚はじまり、廻りに大土手出来る。

○本庄松代町木蔵、火除場と成り、其代地ニ深川高橋

戸田采女殿屋敷、松代町代地と成。又、此節本所弥勒

寺前御簀本田沼殿屋敷、町屋敷ニ相渡る。本所松代丁

ハ戊正月廿二日火事ニ而、砂村百姓屋迄やける。同時

にやけ申候。又、十年斗余も以前ニ焼候節、本所茅場

町代地に、深川佃丁のつゞき西之方、武家の下屋敷に

て有ける、芦斗生茂たる処、右の代地にわたりしも有

けり。○閏二月、中橋重兵衛といふものゝ家にて、不

思議の事有けり。家の内に飯櫃なる石有ける。鼠色に

て筋通りにて有ける石也。近所の鮮〔四十八〕造るもの

ゝ桶の押にかしやり、用なき時ハ椽の下へおし入置た

る事、年久しき事也。その弟なる者、何心なく真木割

の柄にて、此石を叩きたるに、二ツに割れて、茶碗ほ

どの丸き玉ありしを取出しけり。甚円にて滑らか也。

石のわれたる所、玉の抜たる跡ハ、別に蠟などひきた

るよふにて、すべらか也。やがて官へ訴へ、此玉をも
差上けるが、後ハしらず。○三月、十軒店雛屋ハ御触

有りける処、不用して花麗の雛をうりける。其者共ハ、

入牢〔マテ、〕の者共ハ、入牢の上、過料仰付られけり。○深川

八幡にて、京都大仏の弁財天開帳有けり。壬生狂言と

いふ事有之。大にはやる。後にハ両国のミせ物芝居に

て、此狂言を真ねて、是も大入り。弁天之開帳ハは

やらず。○同時に神奈川の浦島観音開帳有之、浦島

が〔四十九〕玉手箱といふ物、真しからぬ物にて有ける。

○森田座芝居かわり、河原崎権之介と成。○山の手辺

の御家人の妻、家来と蜜通〔ミツトウ〕し、相对死かゝりたるを檢

使の上、主ごろしに極り、死骸を塩漬にして、日本橋

にて晒物に成。○本所ニ而、親孝行の者に御褒美被下、

并此由板行にして売歩行。○天明の初年々、京都烏丸

之枇杷葉湯とて、数人往来を売歩行。箱の内ニやくわ

んを仕込、途中往来の人ふるまい、其後葉をうる。

○八月八日、大風雨。深川大水、所々家を損潰し候。

○同月、江戸中地持に地面の上り高、町内入用高、勘

定書付封、印いたし、御番所に差出可申旨、御触有之。

廿日ニ至り、江戸地持不残其書付差上ル。○是は御上

へ御取上、其かわりニ浅草天文原に會所出来、窮民御故イ之御かし付と成。○同月、浅艸

(四十九ウ) 御蔵前、床見世商人に払被 仰付、古来有

来之分ハ不苦由。○同月、江戸中烟艸屋被 召呼、御

吟味下直ニ売買可致旨、被 仰渡けり。○同月、唐蛮菓

草の苗植付の御触出る。(○)唐船十四艘、長崎着船の

所、当時七艘減少之義、被 仰出候風聞有之。○白砂

糖を於駿河、製候事始る。○大名組之留守居、寄合有

之処、去年頃、此事一向ニ相止。○町奉行へ近来御

目付立合之義始。○当春、紀州家水府公へ道具送来

る。人足持人等六七十人、安藤对馬守殿若殿と途中に

て大喧嘩有之、入牢の者数多。○大名土屋侯、女中を

切殺、切腹の由、御檢使之時、乱心にて相濟候由、風

聞有之。○近江中澤道二と申者、上方を参り、所々心

学の講釈有之。聴聞之数多有之。(五十ウ) 心学流行す。

抑心学ハ石田勘平ニ始り元文以来手嶋堵庵に伝り、堵庵

道二ニ伝はる。今専ら流行す。道二後神田相生町片町ニ住。○十一

月廿一日、琉球人江戸着。見物群集、怪我人多し。十

二月二日、登 城、御能拜見。十二月十一日、御三家

廻り。○十一月廿七日夜、大地震。○親孝行、主人忠

節之者有之、訴可出、御褒美被下旨、御触有之。

○他国ハ江戸表へ罷出、在所へ帰度候へ共、路用無之、

又ハ帰り候而茂、農具、耕作地無之に依て、帰り不申

者は、三ヶ年之内ニ願出候ハ、其心当可被下旨、尤

酉の年以前ニ江戸表へ罷出候者共斗、酉年以後罷出た

る者ハ不及其義旨、御触有之。○目黒黄髮宗瑞聖寺住

持、放埒之義ニ付、追院。組合故、深川海福寺遠慮也。

○当年、関東酒を送り可申旨、御触有之。当冬ハ売出

し申候。当時(五十ウ) 上方造り酒ハ三分一造可申旨、

敵重ニ御触有之候。○当冬、沢菴大根価貴くして百本

疋貫五百文位、疋貫文位ハ甚細し。夏の中雨ふらず。

大根の出来悪し。○深川松嶋丁ハ本所四ッ目の近所

也。此所にも深川と云有り。○琉球之献上之中に、長

老丈式尺五寸之婦人の髪の毛有之由。○予が知人、琉

球之上々官に小間物売せしに、日本の如く言語分り候

ニ付、王ニ掛合あきなひいたし候。琉球^ぐ之書翰ハヤ
はり和文に書て、東^{とう}城に捧ると申候。

詠富嶽。富嶽群山祖、扶桑第一尊、満頭生白髮、鎮国

護児孫宣野灣王子
上使也。 ○浚明院様御代ニ来り候琉球人の

和歌式首あり。

秋ごとにミシを友まで古郷のなつかし^(ヤ)みつる月影」

(五十一才)

人^ハとハ^ハいかゞこたへんことの葉もおよばぬ富士の雪
の白妙

○上^上筋に銅山をひらく、今ハ余程出るとの噂也。○当
年、狩野栄川、院命をうけて南殿聖賢の御障子を画
く。然る処、不成就、八月死去す。依之、住吉内記こ
れに代りて画く。翌正月献之。

○寛政三^三亥年、春正月下旬迄出火無之段ハ、町役人無意
相守印とて、御上^上江^江戸中町役人に御褒美として白
銀被下けり。

○同下旬、男女入込の湯、制禁之、御触有之。△是^是が

翻刻・曳尾庵雜記

今ニ至りて、男女の風呂別ニ成たり。○甚当座ハ女の入
湯日を月之幾日と定メ、湯を焚ける。○結構之品売買

御停止ニ付、持参之分ハ元直段ニ而^而御上^上へ差上可申、

則唐和蘭陀へ御渡し被成候旨、御触也。○長崎表廻船

運上御免之御触有之。○去暮、於吹上、公事訴訟直ニ

御聞^(五十一才)被遊候義、一兩度有之。○御普請役何

某御用ニ付、蝦夷地ニ出立、但正月十六日。○二月上

旬ニ浅艸福井町にて角有之豹の子出生、町奉行所出た

るにより、江戸中大ニ風聞す。角やはらかなる物にて

皮の下ニ有之由、是を麒麟犬とやらん申とて、其頃の

狂歌に、へうそだとも本多ともいふきりんけん角だと

もいふこぶだともいふ。△此節の若年寄本多弾正殿、肩

間^間に大なる瘤ありしゆへなり。

○同月中旬の頃、銭相場金老兩ニ六貫文位の処、御買

上有之、五貫弍百文迄ニ成。依之、諸色下直ニ売買可

付旨、嚴重ニ御触有之故、諸色俄に直段引下ゲ売、三

月ニ至り、又々売物正札付ニ可致旨、御触也。△^{押履}わ

ら^らび^ら迄札^らを^ら。○同月晦日、夜浦賀出火。○砂村之辺、去年

年の大水以後、百姓家二階作御免ニ相成。○山東京伝

と申者、近年草ぞうし作者名人」(五十二オ)にて、毎年世上のしやれを面白く工風して出しけるが、当春町奉行より御吟味有之。町内預ケ成けり。△是はしかけ文しやれを書。○江戸橋普請之節は、八丁堀白木やのかゝる物也。○江戸橋渡錢を取申処、仮橋御用被 召上、一兩りにて、仮橋渡錢を取申処、仮橋御用被 召上、一兩年以前より渡錢之義無之。○洲崎の後々塩淀の地面松平伊豆殿下屋敷と成。去年、大文屋より地面売却、廻りに土手出来る。今年三月比、普請成就と相見候。

○三月十七日、御吟味之上、江戸中より忠孝奇特者五拾人程、町奉行所へ被 召出、御褒美として、白銀五枚づゝ被下候。其中ニ銀七枚被下候者ハ、深川北河町女手習師匠、同富吉町町医堀清庵也。○堺町之河岸ニ而、駄鳥といふもの、ミセ物芝居ニ出る。何によらず食物とす。手のひらへ小石をのせてくわすれば、いくつも「(五十二ウ)くろふ。賢炭に火をおこしたるもくふと也。本艸所謂駝蹄鳥是也。○三月十七日、浅草観音開帳。○此節夜盜賊所々へ這入由、夜番きびしく、町内より店へ拍子木を渡し置。御触左之通。

此頃所々押込鉢之夜盜有之由、町限に
申合、召捕候ニも不及間、打殺可訴出候也。

此御触書、町々自身番にかゝる也。○江戸中町々諸入用減じ方御下知御触有之。町火消人足の小纏を相止メ、組合之町々ニ而、大纏老本斗に相成候。又、山王と神田の祭礼花出し、万度等相止、惣町々のかゝりにて大神楽老組、年番を立、其外に附祭ニッ出し可申旨、被仰付候。蔭ケ祭の時に、飴り物等致間敷旨、被 仰渡。右之」(五十三オ)段印板之小冊ニ相成、江戸中町々名主、家主共へ相渡ル。○四月十七日、安房国西山といふ所、山々崩れけり。是ハ二三日以前ニ夥敷山鳴動せしかば、兼而の変やあらんと、飼置たる牛馬なども切放し、財宝なども運び移しなどせしかば、老人も怪我ハなかりしを、終に十七日之昼山われへこみて山上に有ける。浄土宗之寺一宇、土中へ落入て、山上の其所沼と成、寺の屋の棟斗、其水中にわづかに見ゆる斗に汲したり。其後、山に数百年へし老杉の多く有けるが、皆さかしまに沼へ落入て、根の方上の方へ向き見

つけるが、いとふしぎ成事になん。○五月十五日の夜九ツ時分、大雨、雹まじり、尤雷鳴。次の日の噂に雹の重サ三匁の余有けりとぞ。此節、二ツ目裏長屋などの屋根ハ不残風ニテ(五十三ウ)巻上申候。又、柳町にてハ、日数立て死人落し有之候由、慥ニ承申候。○今年の春、下谷安楽の住寺、死期を兼て知たると云、比丘尼の死骸を諸人に拜ませたるに、聞伝へて人群集す。散錢夥敷有よし。此事奉行所に聞えて、御吟味有けるが、住寺入牢後、言わけ立ざる事や有けん。遠嶋ニ成けり。

△此伝別ニ話あり。○五月廿八日の御触に、葬礼、法事等、大造致まじく、手軽く可致旨、并麻上下ハ、着かゝり候者斗着用、尤無扱者候ハ、麻上下着用之者、五人ニ限り可申旨、御触有之、○本郷辺の町人、葬礼大造にせし物ありて、奉行所吟味有之。寺ハ浅草ゆらねん寺ニテ御預ケニ相成たる者あり。夫ハ五月中此御触出申候由也。○六月五日、於吹上、相撲上覽有之可申処、御延引(五十四オ)ニ而、同十一日 上覽有之

候。大関谷風棍之助、小野川喜三郎に勝、行司ハ古例を以、細川越中守家士、吉田追風勤之。△此事、相撲隠雲解といふ書に委し。但、千部にて絶板ス。行事木村喜平次印板ス。ハ博奕におなじはだかの勝まけを御上覽トハ是ですまふか。○六月十八日、靈巖嶋塩町、又右衛門と申者支配の地面、金砂降候。(○)御上ハ御見分有之由。六月九日の夜、同十一日の翌、ふり申候由。○細川越中守殿領分、六月洪水之由。○七月六日、御浜ニ而狼烟上ル。并夜火花あり。是ハ大筒御さらひのよし。○同下旬、信州松本地震。城の矢倉崩れ、民家も倒れ、人民死亡多しと。○此六月中、美濃の大垣に鼠数多出て、田畑の作物をあらすよし。○八月六日大雨、夜ニ入イナサ大嵐、大津波、深川大水、(五十四ウ)廻船式艘、相川町の河岸ニ吹上らる。海辺橋落る。洲崎家流失、人多死、木場の冨平と申者の内にて、人多く助ける。溺死凡四十人斗、芝高輪自身番并番人七人海に落、死す。すさきのかへし波、行徳、船橋邊ハ塩浜一円につぶれ、家流、人多死。

○此節、大川筋大水ニ而、新大橋の橋杭奪本ぬける。
○利根川筋大水、堤切レて葛西の方東通大水也。西ハ無恙。此節の大嵐ハ、関東、出羽、奥州、庄内、上方駿遠三州の国々大水也。箱根山くづれ、道損じ、往来難義、相効大山、山つなみにて崩れ、子安の方迄大水。大山にてハ、六十軒ほどもつづれ申候。

○此節のつなみにて、深川六間堀辺常盤町へ水あまり候。日本橋西河岸、往来迄水あがる。深川辺ハ所により床の上三(五十五オ)尺ハ四五寸迄、黒船町ハ少し高き所にて、今迄水不來所なれども、当六日の夜ハ、往來の通床下迄水來ル。○同廿日、朝曇り、昼ハ少し天氣よく、暮前ハ雲出、海鳴、暮過ハ大風雨。人々皆いね不申。明ヶ七日過ハ風止ム。○此間の噂に、九州地の沖に兵船跡の異国舟相見候由。大名衆へ飛道具、大筒等の用意被 仰付、着岸次第相潰し可申由、御触有之由、風聞も有之候へ共、虚実しかとわかり不申候。同七日、暮頃ハ大風、大潮。夜九ツ時分大雨ふり出申候。同時、大坂表、伊勢辺大風雨、大つ波。後に聞候

へバ、三遠両国ハ風吹候のミにて、水の義ハ無候よし。
○同廿八日、前にいふ下谷安樂寺住持、遠嶋せられぬ。是ハ同所根岸村にある御家人の妹、從來安樂寺弟子にて、比丘尼成けるが、此尼(五十五ウ)兼而死期をしりて遺言せば、我往生せば、結縁のため暫其儘にて葬らず、七日の間諸人に拜ませよといひけるが、果して其日をあやまたず臨終せしかバ、家内のものをはじめ諸縁の人々尊き事におもひ、住持も来りてせわいたし、則住持の差図にて、棺をうどん箱のよふにいたして、指蓋にこしらへ、其中に此死したる尼を座せしめ、七日の間人におがませける程に、諸人聞伝て參詣群集、皆極樂往生の尊き事をぞ覚ける。されバ是を言伝て嘆美せしほどに、殊に參詣おびただしく有ける。第七日にあたる時、安樂寺も又来りてせわいたせしに、此亡者の尼、眼をひらきて住持に詞をかハし、また目を閉て終りければ、いよ／＼奇異の事共に(五十六オ)人々評判しぬ。此事上にも少しハ御沙汰ありけるにや。又さながき口の者共ハ、此尼、実ハ死果されども、安

樂寺と兼て蜜通して有けるが、住持と斗りて、此度住生する事を世上へ披露して、葬りて後、潜にほり出し、他所にかこひ置たるなど、風説まち／＼になるに付て、寺社奉行の御糺と成、住持召捕れ、久しく入穿の上拷問にかけられ、其尼の墓をもあばきて御覽ありしかども、実証なき事やありけん。遠嶋に処せられけり。其尼の兄の御家人も此為に改易せられぬ。其後、又住持の弟子尼、是ハ医師の妹にて有けるが、此尼ハ右臨終せし尼の靈託して、時々不思議成事を口ばしる。又、人々是に心をうばゝれ、奇妙なる事いひふらせしが、(五十六)全く極樂に往生せし人の、何の為に此世にまよひて、人に託すべきいはれなしと、いひのゝしるも有ける。能々事の訳を知りたる人のいひけるハ、此安樂寺に要(マ)しき狐の年久しく住たる有けるが、始死せし尼にも此狐託して、あやしきわざどもをいひあらわし、此たびの尼にも此狐の所為にて有けるを、住持も知らずしてたぶらかされ、此わざはひに逢けるは不便成事ども也。さもある事にや。後に考へミレ

バ、心得ぬ事のミ多かりける。住持ハ如法念仏者にて、中々放逸の僧にあらず。住所なども至て質素にして、悪念なき事ハ人も知りけるが、愚なる所や有けん。かの狐にたぶらかされて、この如くの騒動には及べりといへり。○九月三日(イ、十三)、雨ふり、其夜大風(五十七)雨。同四日の朝、小雨、風烈。巳の刻時分大津波、八月六日の夜ハつよく候。昼ハ快晴と成。此節、回船三艘吹流し、永代橋を突抜落す。壹艘ハ橋間にかゝり、貳艘ハ中洲迄流る。此内橋にかゝりたる船ハ、八月六日の嵐に相川町の岸に吹上られ、深ミに出しかね、迷惑せしが、九月四日の嵐に吹出され、深ミへ流出、永代橋にかゝる。此船斗ハ此嵐仕合と成けり。新御船藏をも吹潰ス。洲崎辺ハ先の嵐に残りたる人家、不残流失す。内式軒形斗残る。弁天の拜殿つぶれ、本社斗残る。唐銅の大仏も地に落倒れ、石碑等皆倒る。八月の水より壹尺高し。黒江丁、床下壹寸程すぎ申候。床上壹式寸ハ三四尺も上り候所も有之。○此節、関東、上方共、大風雨の故か、米相場俄に(五十七)五

斗代ニ成也、世間さハがしく成ける所、翌日 御上ノ
間屋共を召れ、兩ニ七斗ノ高く商買致まじき由、急度
被 仰渡、また御藏ニ而御籙本、御家人、小普請迄、
十分一御借米有之。依而、町々米相場直ニ七斗位ニハ
相成けり。白米百文ニ九合也けるも、一兩日中に尅升
尅合迄ニ成けり。此節、御上ノ御仕法難有事と諸人
申けり。○当年春ノ頃か、長崎表所々打こわし騒動起
り申由、聞えけり。唐船入津減少之事より起りしとか
や。○九月十五日、神田明神祭礼出し斗にて、大神楽
并こままハし松井 源水、小供角力、是斗にて御座候。此時
ノ狂歌に、へ御まつりハ目出たいあらノ御吸物だし斗
にて見所ハなし。○多紀安元殿、医学館百日ノ講釈相
止ミ、次来毎日講釈有之。陪臣、町医も聴聞可五十八才
仕旨、御触也。尤、以来寄附銀差出候及び不申旨、十
一月御触有之。○十二月九日、公儀ノ回向院ニ被
仰付、深川永代寺にて、深川洲崎辺流死之者施餓鬼有
之。同十日、行徳徳願寺にて、茨城村流死施餓鬼有
之。同十一日、武州橋郡所名右三ヶ所、回向院村々へ

廻り、せがき有之。○同月十四日、十五日、神田明神マテへ
暮ノ物市始る。△浅州ノ市ノ邪魔ニ成故願人有
之、後ニ廿日、廿一日と成。○此秋、
九芻に唐船相見、其上朝鮮国兵乱、ムスコビヤと言国
ノ朝鮮を責候由、風説。其浮説いたし候者入牢いた
す。依て相止。○伊奈半左衛門殿屋敷さふどふ、家中
数多暇出る。此節、伊奈氏若殿出奔被致候よし。屋敷
閉門遠慮也。○町内入用減じ金之内七歩を積金ニいた
し、上納可仕旨、御触有之。○大晦日、昼九ツ時前、
下谷三枚橋前出火。」五十八ウ
○寛政四子年、新吉原扇屋抱名妓花扇欠落しける時、早
速よびかへしける。亭主黒川宇右衛門、花扇へよみて
送る歌、
へ散さじとしめし心も白梅のかハあり風の吹つのりけん
かへし
ハ散しぞとしめし垣根の梅の花またくる春に咲ざらめや
ハ
○二月七日、糺町出火。○三月上旬、伊奈右近將監殿
板倉家へ御預ケ、子息半左衛門殿、先達而出奔。依

之、家断絶ニ及ぶ。別家伊奈半十郎殿千石ニ被成、伊奈半左衛門殿と改名。○四月の頃より、又候米高直也。

公儀が御払米、江戸中春米やへ御渡し有之。同下旬に粥并かて等喰し可申旨、御触有之。当年、雨少く、田舎にて迷惑の由、当年時鳥の声至て少し。○四月、肥前嶋原山つなミ焼出、人多死亡す。△御届書別に有。

近年の大変也。」(五十九才) ○神田川筋、浚有之。○護国寺観音、惣開帳。○七月廿一日、山の手大火。但、麻布 弁橋が小川町小石川御門の内迄焼ル。○江戸町数、享保戊辰改る所、惣町数九百拾八丁。延享二丑年閏二月中、寺社奉行が町方へ御引渡ニ相成候寺社門前丁、五百五拾壹ヶ所程。当寛政年中ニ至、町数千六百七拾四丁、内寺社門前丁五百三十五ヶ所、本所、深川、奉行相止候ハ、享保四亥年四月也。正徳年中、町方支配ニ成。但、御年貢地ハ御代官へ相納、両支配ニ成、今ハ町奉行の与力、同心、本所、深川、掛相はじまる也。○御簀本植崎九八郎と云人、自分了簡を書記し、公儀へ差出しに御預ケと成たると云風説。○同年御裁許有し公家方。

一、四条河原近所に質やを出し

柳屋大助と仮名す

柳原前大納言紀光卿

四十八才

五十九才

一、盗賊之聞えあり

五十治部大輔順仲卿

四十九才

一、円通寺之本尊盗取売払

中御門右中将宗重卿

二十四才

一、引越料を取四条近所町宅致

其近所迷惑致させ候由 裏松三位謙光卿

五十三才

一、博奕の連をあつめ候由

西大路三位隆良卿

三十八才

一、似七金を遣候由

岩倉三位具連卿

二十七才

一、四条河原茶や女郎屋呼屋と成

滋野井右中将公敬卿

二十五才

一、引越料を取引越不申町屋致候由

大宮三位貞秀卿

一、右同断之由

壬生左中将師台卿

○寛政五丑年、大納言様御誕生有之。○築地本願寺御堂

建、尾張ノ職人来、足代なしに本堂を建ル。是を尾張

薦と云、三四(六十才)拾人も来ル由、世上風聞す。珍

し。(A.H.)

中山前大納言

尊号御内意一件取斗不行届、此度下向之上、御

答并輕卒成取斗、其外御尋共有之候処、不束ニ失

礼段々之儀共、不埒ニ思召、依之閉門被仰 付候。

正親町前大納言

尊号御内意一件取斗不行届并此度下向之取斗、御

役柄別而不行届義思召候。依之逼塞被 仰付候。

右於采女正宅、老中列座、越中守申渡之。

ハ伝奏が正親町かい言出して今一言のこたへ中山

ハ逼塞と聞て早速発足と沙汰より正親町かいの筋(六十ウ)

ハ中山のこんにやく玉の悪玉で光りハぬけて帰る閉門

○寛政六寅年、川口善光寺開帳。参詣群集。川口渡舟に

て怪我人多之。○出羽国ノ、大童山文五郎といふ小兒

のすまふ出る。△横にふとりて甚肥満せり。十一歳ニ

て式拾貳貫目有之由。年たけるに随ひ、段々よわく成

けり。○寛政七卯年三月、小金原に於て御鹿狩有之。

御獲物数、鹿百九ツ、内御五御手ニ入、御脇百四、猪

六ツ、狐三、貉三、狸老、兎九、雉子老羽、以上百三十二。

○浅草雷門、明和五子年類焼せしに、此度再建す。○

寛政八辰年、芝泉岳寺開帳。義士の武器多し。○琉球人

来朝。○同九巳年、両国橋かけかへ。○江の嶋開帳。

○曆御改。○十一月廿二日(六十才)昼四ツ時過、神

田佐久間町より出火、本所木場迄焼失藤堂公向こ
なや火元

○七月京の大仏やける。○十一月十二日昼四ツ時過、

深川六間堀ノ同所元町迄の内ニ而、南塗師町権三郎店

山崎彦作後家みき、同娘はる、外老入、寄合神保左京

家来崎山平内へ手疵為負候始末、荒増左之通。

南塗師町

権三郎店

手疵式ヶ所

みき

同人娘

午四十一才

手疵六ヶ所

はる

午十七才

手疵八ヶ所

深川森下町吉兵衛店
手習師匠致候浪人

平居仙藏

午二十六才
(六十一ウ)

月行事

検使場深川元丁

平十郎

北町同心

成尾直右衛門

南

平野初五郎

南塗師町仙藏名前母娘店請人
八丁堀岡崎丁忠兵衛店

卯兵衛

深川森下丁仙藏店受人
下谷辻番屋敷半七店

清七

右みき夫、山崎彦作と申者、六ヶ年巳前丑年八月、
寄合神保左京家来崎山兵右衛門并同人粹平内世話、
勝手方小役人に奉公濟致し、妻子屋敷に引移相勤、同
九月中家老役ニ相成、同役崎山兵右衛門、同平内義、
見習勤致、(六十二才)三人ニ而家老役相勤罷在候処、兵

右衛門父子、年来不正之筋有之趣、取調候義、同十月
中主人左京ノ申付候ニ付、則取調候上、主人に申立候
処、其儀を遺根ニ存候哉、同月廿三日、平内并同人弟
川口嘉作外六人ニ而、夫彦作を切害いたし候を、其節
見請候処、みき、はる兩人共、右屋敷ニ而扶助いたし
可遣旨、安堵いたし罷在候様申渡有之候ニ付、乍残念
罷在候処、翌寅年二月中、永之暇申渡有之候間、引払
以後兼而懇合平井仙藏相頼、当店ニ罷在候。当月九日、
用事有之、仙藏方へ罷越、止宿致候所、娘はる義も成
長に随ひ、残念がり罷在候所、昨十二日昼四ツ時過、
右相手之内、崎山平内義、仙藏之前を罷通候を見請候
間、討果し遺恨を晴し可申と、(六十二ウ)みき所持之脇
差を持出、はる義は仙藏所持之刀を持罷出、右平内へ
夫之敵、親の敵と申かけ、兩人ニ而切かけ候へども、
平内義も抜合、互に打合セ疵受候所、仙藏義も跡ノ罷
出捕押へ候故、討留不申旨、申之。

一、右仙藏義、兼而懇合之好身を以、同人名前ニ而みき
を南塗師町権三郎店を借、差押申候処、みき、はるを

召連、用事有之、当月九日、仙藏方へ逗留に罷越候間、
為止宿致置候処、昨十二日昼四ツ時過、みきハ同人所
持之脇差を持、はる義ハ仙藏所持之刀を持、表へ組出、
神保左京家来崎山平内へ遺恨有之、切付候義有之候
哉、侍を相手取、夫の敵、親の敵の由、声立切懇候処、
平内も抜合せ、互ニ双方疵付、みき、はる」(六十三才)
兩人共、危き躰有之候ニ付、不得止事、帯参候脇差を
抜、平内へ為手負、仙藏義も疵受候処、町内の者共大
勢罷出、取押へ候由、申之。

寄合神保左京家来

手疵八ヶ所

崎山平内

午三十一才

右崎山平内用事有之、昨十二日罷出候処、途中深川森
下町にて、後ヨより前書、みき、はるニ候哉、肩先へ
理不尽ニ切付候間、刀を抜、互に打合、疵付候処、跡
ハ前書仙藏も引続参り、平内へ打掛候間、打合双方と
も疵付候儀ニ有之候。右躰之侍輩山崎彦作妻みき并娘
はる、理不尽ニ及候義ハ、全六年以前丑年十月中、子

細有之、平内并侍輩川口嘉藏、岸上主水、鹿嶋藤兵衛、
猶原将監、岸平角、高橋七藏、宮崎治平等、寄合、彦
作」(六十三才)切害致候儀ニ御座候。其義を遺恨に存、平
内へ為負手疵候義と存候旨、申之候。十一月十三日

○寛政十一未年、三田稻荷開帳。品々造物等有之、大群
集。○聖堂御再建。○寛政十二申年、秩父三十四ヶ

所、護国寺にて開帳。○富士山へ女人参詣をゆるす。

○十二月、南京船八十六人乗、遠初袖志ヶ浦へ漂着す。

其節、西尾候御領方にて筆談有し写。△本文伝写誤
字多。

牌照寧波港門鄭朗伯本船于十一月初九日由乍開路
中砍失正掟又過風暴初四日在

貴港寄掟夜間受驚不小風浪甚大本船只」(六十四才)
有掟一門祈今日着令小船擡進澳中乍借鉄錨二門感

洩

一、本船柴米水食菜無祈送来為感

一、貴港不知何地名

一、小船五十艘

以上小船務祈着令連郎粹進長崎港内為感

申十二月

寧波船主 劉禪一〇

一、米五俵

一、米酢梅二包

以上本船牧領則感不淺矣

〔六十四ウ〕

寛政十二年十二月 寧波船主劉禪一

一、柴二十二捆

一、水二桶

以上本船牧領則感不淺矣

寛政十二年十二月 寧波船主劉禪一

承

間感激謝々本船因寄擬

貴庭風浪巨大通船人衆驚惶所

論上陸俟風息之陸再烏面

達

寛政十二年十二月

寧波船主名〔六十五オ〕

△右南京船夜中ニ港ニ入、鉦鼓等をならして、陸ヘシ

翻刻・曳尾庵雜記

らしめ、助ヶ船を乞ひしに、其辺ハよく寂つ、殊に暗
夜に風雨ハ烈しく、村々も大に驚きて、周章少から
ずといへり。同所中泉に住、江間軌齋なる儒医、始ハ
出て筆談せし人也。くさくさの物語有れども、こゝに
ハもらしつ。軌齋が男英潤ハ、予が同門にして、小川
丁の師君の門に入し者也。

○享和元酉年、嵯峨の釈迦、回向院にて開帳有之。(〇)
同二戌三月、風はやる。○七月大水。同三亥年、善光
寺開帳有之。○癩疹はやる。

谷中日蓮宗延命院

日道

(一)其方儀、一寺住職之身分をも不顧、淫欲を恣し、源
太郎〔六十五ウ〕妹ぎん、又ハ大奥部屋方下女ころと蜜通
に及び、其外屋形向相勤候女両三人に艶書を送り、右
之女參詣之節、蜜会を遂、或は通夜杯と申なし、寺内
へ止宿致させ、殊ニころ懐胎の由を承り、脱胎の薬を
遣し、惣而破戒無暫之所行ニ候。其上、寺内造事等之
義、奉行所へ申立候趣を引違、勝手之儘ニ建直候事

共、重々不屈之至、依之死罪申付者也。

立花左近将監家来
牛田久太郎伯母

初瀬事

なを

一、其方儀、屋形向奥奉公相勤候節、延命院日道申ニ任
せ、艷書を通じ、其後延命院へ罷越、通夜致候旨を
申〔六十六才〕成、日道と蜜会ニ及び、殊ニ書付を以相
尋候節、一旦申陳候段、不埒之至、依之永く押込申付
者也。

靈岸嶋長崎丁老町目
和助店

喜平次妹

ころ

一、其方儀、大奥部屋形下女奉公相勤候節、延命院日道
と蜜通致候段、軽き者とハ乍申、不慎之至候。依之武
家奉公を構ひ、押込申付者也。

一ッ橋殿御用人

井上藤十郎娘

はる

一、其方儀、屋形向奉公相勤候節、延命院日道申ニ任せ、
艷書を〔六十六ウ〕通じ、其後蜜会ニ及び、殊ニ書付を
以相尋候節、一旦申陳候所、不埒之至ニ候。依之永之
押込申付者也。

紀伊殿家来
書院番

石川与左衛門妻

ゆい

一、其方儀、屋形向奉公相勤候節、延命院境内祖神并腹
籠之大黒を信じ、去年六月通夜致候砌、住持日道申ニ
任せ、蜜会ニ及び候段、不慎之至候。依之永之押込申
付者也。

谷中家持源太郎妹

きん

一、其方儀、延命院日道と蜜会致候段、不埒ニ付、押込
申付者也。
〔六十七才〕

中興御番

水野右近

名代

安藤治右衛門

一、其方娘、あい事、御守殿相勤罷在候節、延命院日道申旨ニ任せ、度々文通ニ及び候段、御奉公仕候身分ニ而不慎之至ニ候。依之手前ニ押込差置べき者也。

延命院納所

柳 全

一、其方儀、延命院所化ニ而化女犯不相成身分ニ罷在、剩吉原五十間道清太郎母りせと蜜会ニおよび、抱女ニ致候段、重々不届ニ付、晒之上触頭へ相渡、寺法之通取斗可申旨、申渡。

〔六十七〕

△右延命院事ニ付、色々の雑説有、尤年来四十位ニ而甚美僧也。いにしへ出家を尊信して、多くハ宮女淫せる事、古今其類多し。延命院ハ本尾上菊五郎が子の丑之助といひて、安永の頃ハ専狂言などせしもの也と云風説有りけらし。

翻刻・曳尾庵雜記

○是ハ前にもれたるを記。寛政三亥年六月、於吹上御

庭、相撲上覽、細川越中守家臣吉田追風ハ行司の式、寺社奉行へ申上ル書附之写。

一、相撲之趣ハ、天照太神之御時ヲ始、朝廷ニ而も垂仁天皇之御宇、相撲之節会行ハれ候へども、いまだ其作法不正争ひの端のミニ罷成、勝負裁断定がたく。

一、聖武天皇、神龜年中、於奈良都、近江国志賀之清林と〔六十八〕申者を召、御行司と定て相撲之式委く相定、子孫相統之處、多年の兵乱相統キ、節会行れ不申、志賀家も自然と断絶仕候。

一、後鳥羽院文治年中再相撲之節会可被行処、志賀家断絶之上、御行司可相勤者無之、普く御尋御座候処、拙者先祖吉田豊後守家次と申者、越後国ニ罷在、志賀家之古実伝来仕候旨、達叡聞之、叙五位、追風と名を給り、朝廷御相撲之行司家と可被定置旨、蒙勅命、此時見合ニ用候木劍并獅子王之御团扇を給り、代々相統、節会之御式相勤申候所、又候永久く兵乱発り、節会も中絶仕候。

一、正親町院永録年中、相撲之節会被行候節、十三代目

追風〔六十八ウ〕被召出、如旧例相勸申候。

一、元龜年中、二条関白清良公より日本相撲之作法二流なきとの御事之、一味清風と申御団扇并烏帽子、狩衣、袴、唐衣、四幅袴、被下置候。其後、信長公、

秀吉公、権現様御代も度々相撲之式、相勸申候。

一、十四代目追風、朝廷御相撲之式相勸申候。元和五年四月十七日、於紀劬和歌山、東照宮様御祭礼御相

撲之式、依御願、御祭礼奉行朝比奈惣左衛門殿迄、諸事申訳相勸申候。依之御刀一腰頂戴仕候。

一、十五代目追風ニ至り、朝廷御相撲之節会も自然と御中絶ニ相成行申候。二条様御家ニ而は、相撲ニ付

御懇〔六十九ウ〕意之筋目も御座候間、他へ出申度段、相奉願候処、願之通相叶申候ニ付、万治元年より当家へ罷

出申候。

一、元録年中、常憲院様、牧野備前守様に被為成候

節、相撲上覧之砌、彼方様御家来鈴木棍右衛門と申仁、入門之御頼有之、將軍様上覧之式、一通致相

伝、品々拝領物仕候。

一、先祖より拙者迄、都合十九代、前文之通、禁裏其外

之御方々様より追々拝領物之品々、今以持伝、相撲之故実等伝受仕来申候。

一、当時諸国行司并力士どもに之免許、拙者家より差出来申候。

右之通御座候。

〔六十九ウ〕

戊 十一月

吉田善左衛門

細川越中守家来

○享和元九月七日、ヲロシヤ船老艘、長崎の沖神崎湊へ

着岸、御奉行所より検使之遣、阿蘭陀人カピタンヲ以、通弁御札有之所、願之義ニ付、着岸之旨申ニ付、早速

九州詰合、在番の方へ被仰遣、鍋島、黒田始、細川、大村、其外銘々懸りの場所へ嚴重ニ備たり。江戸表へ

御注進、肥田豊後守、九月十日御到着之上、追々御相談之上、江戸に御注進、江戸の御下知有之迄ハ、右ヲ

ロシヤ船神崎表に滞留、長崎湊戸町、西泊り両御番所、初石火矢台御場向々嚴重之御固々、尤此度来りしハ

(七十才) 交易之義願ニ而御下知次第、商売物荷物追而積越可申趣、此節献上物斗にて、外夏物ハ一向に無之よし。

○文化二丑年三月、三宝院御門主御参向。○当年、蝦夷

地騒動ニ付、御若年寄堀田撰津守殿被 仰付、彼地へ

被相越。△此事別卷ニ記有之。

蝦夷地へ相廻り候粮 米之覚米屯万五千石之内

一、米四千四百七拾八石四斗余 前沢藤十郎方

一、米貳千石三拾七石余 堀谷文右衛門方

一、米貳千百三拾石八斗五升六合 佐藤友五郎方

一、米千七百九拾九石余 大原大藏方

一、米千九百六拾九石余 岩佐郷藏方

一、米貳千三百八拾五石七斗四升四合 松平越中方

上杉弾正大粥方
松平金之助

右者、御代官所并当分御預り所、越後国村々去ル子丑年兩年分御困置被 仰付置候、石数之方箱館廻し被 仰渡間、凡日数三十日之間ニ摺立方并川下之等之

翻刻・曳尾庵雜記

義、聊差支無之様、斗ひ斗り立ヲ以、差配へ人相渡、尤送り状之義は、出役之者ガ、私方之者へ相渡候様、被仰渡、早々支配所ニ可申遣旨、承知奉畏候。右御受之ため、奉申上候。以上

卯七月四日

前沢藤十郎手附

庭井伊右衛門印

外出役一同

三合 黒川庄右衛門殿

柴田吉兵衛殿

〔七十一才〕

銃車説言上之写

○当四月、エトロフ嶋へヲロシヤ人上陸仕候節の始末、

風説仕候趣、承及候処、此方ガ打掛候鉄炮ハ多分越し

玉し、異人ニは玉疵受たる者多く無之哉ニ承知仕候。

右之趣相考候処、元來軍者之説ニも戰場にては、弓ハ

矢先下り易く、鉄炮ハ筒先揚り易く候由、且、戰場之

実地を踏候者も、兎角戰場にてハ心を附、敵を打可申

と心懸く者も、其場ニ臨候てハ、慥にねらひ打候者ハ、

十人ニ一人も無之由、相見え申候。戰場ニ馴候者さへ

右之通ニ候へば、武百年余之昇平に長坐仕候者ハ、猶更之儀ニ御座候。尤、平日戦法足並をも操練仕、能々遠近の目附をも打覚させ、其場ニ臨、勇猛成物頭、敵令を立「セノウ」下知仕候ハ、剛臆にかゝわらず、進退節にあたり候て、先づハむだ玉も少く可有之哉。然ル処、是迄一向に右軍鍊の平均等も無之、其事ニ馴不申候儀故、異人ノ打懸候鉄炮の響を承候へば、心も臆し目もくらミ、慥に人をねらひ不申候。鉄炮之先目当を見出し候而、打候故、筒先揚り越玉ニ相成候ハ自然之理ニ御座候。依之、相考候処、右之越玉を制し候ニハ、ヲロシヤの鉄炮の如く、台に添木を仕打放仕候歟、又ハ矢台などにて打せ候ハ、先づハこし玉も少く可有之哉。

矢台と申ハ、左の手に込、矢と鉄炮の台と一所に持添、右込矢之先は、膝の台にてハ右の足の五指の間に挟ミ、立放にてハ上帯へ突張候而、打放候。ヲロシヤ人「セノウ」の鉄炮の台に添木有之

候義、理ハ同様と奉存候。

乍然、いづれも常々其打方をも習熟仕、且剛臆も有之候へば、右之打方にて必越し玉ニ相成まじくとも、難申儀ニ御座候。依之、猶亦越し玉を制し候義、當時之急務を以相考候処、御鉄炮御箆筒、奉行御預、三匁五分玉御鉄炮之内、先年ノ諸組同心等へ御貸渡ニ相成、右御筒ふけ候分は、追々新規之御筒と御引替ニ相成、右ふけ損候御不用之御鉄炮、凡一匁万挺程も有之候哉ニ承及申候。右御筒之内、少々手入等仕候ハ、御用立候も可有之と奉存候間、右御鉄炮之台ニ仕懸、二三十間ノ一町位迄、桁打のミ勾配に兼て仕組、少シの高下ハ其場へのぞミ差略仕、打出し候ハ、大抵こし玉ハ有之「セノウ」間敷哉と奉存候。其上、右之業ハ格別鉄炮鍛鍊之者に無候而も、少々打方を覚え候得ば、誰にても打放相成可申候。且、砲車に忒三人も懸り、数十挺忒度に打出候事故、便制にも可有之哉と奉存候。右車別之義は、異国之書に衝鋒雷電車、滅虜砲車など名付候銃車有之。

衝鋒雷電車ハ、明之趨士損と申者之工風にて、独

輪に仕、前ニハ桶を付、小筒を多く仕掛打出し候
仕方ニ御座候。滅膚炮車ハ兪大猷と申者之工風に
て、三輪之車に鉄炮を多く仕かけ、其上鎗之類を
も、右之車に結付、御候仕方ニ御座候。

且、亦本邦にてハ、井上貫流と申者、御当地町医師
にて、武衛(七十三才) 流炮術相心掛、当時現在仕候、

○肥前国浪人、雲仙道人俗名不詳と申者ヲ伝来仕候、西洋
方之由、独輪車之制、雛形ニ仕、右同人所持仕候を先
年私借受、拵置申候。右三法を以相考候処、何れも互
に得失有之、全便利之器ニは無之義と奉存候間、此度
猶亦、愚案ヲ以新制し、雛形ニ建奉入御覧候。且、右
之打方并制作等之儀、荒増左ニ奉申上候。

一、車台は、鬼板長サ凡五人程ニ仕、両輪を仕付、右鬼
板之上ニ三匁五分玉御鉄炮、凡八挺宛、二段ニ並申候。
尤筒之火皿并両目当とも取放シ、火口を広く仕、別に
銅にて樋をこしらへ、右鉄炮の上に仕付、打候時ハ右
之樋へ、芥子堅メの(七十三ウ) 口菓を詰候へば、自然と
口菓火穴へ入申候間、一度ニ八挺ツ都合拾六挺、釣瓶

打ニ仕候積ニ御座候。尤時により二ツ玉、三ツ玉ニテ
打候義も可有之候。

一、右之銃車ハ一ヶ所に二三輪、或ハ四五輪も有之候
而、操懸リニ仕、代(二、段)玉込仕候積ニ御座候。

一、右打方之儀は、一車に鉄炮業心得候者老人、手伝武
人、都合三人にて懸引は、打出し候積御座候。

但、打方少々覚候ハ、誰にても自由ニ打放相成
可申候。且、右之外遠路など運候仕方并打出候塩

合などハ、長文ニも相成候間、委細之義は相記不
申候。

右之銃車、私工風仕候意趣ハ、一ニは越し玉を制し申
候。二ツニハ(七十四ウ) 御不用之御鉄炮を以、有用之御
備ニ仕、三ニハ鉄炮業心得候者多人申さず候而、数十
挺老度ニ打出し、後ニは誰にても自由ニ打放仕候利方
ニ御座候。尤、一鉢之所は右之銃車、凡百目玉以上、
長サ式尺有余之筈を仕掛、散玉、或ハ刃火失刻玉、其
外毒火鉄痰藜等打出候ハ、大利之器ニ可有之哉と奉
存候。乍然、右御鉄炮、新規被 仰付候而ハ、御入用

も相掛、且、急束ニは数拾挺張立出来難仕、旁以當時
急卒之御問ニ合候処を、趣意前書之通、奉申上候儀ニ
御座候。以上

卯九月

姓名闕

或人ノ曰、右は井上左大夫殿進呈之書也と云々。

△前書曰、井上貫流ハ下谷御徒士町に住し、外科也。肥
満して(七十四ウ)大眼、潤口、白き髪永き事老尺五寸

斗、常に袋をかけて歩行す。右炮術の義ニ付、三拾俵
ニ而被 召出、蝦夷へ在勤す。其時は六十余歳成。文

化八年の冬終る。予も折々出会せしが、氣象ざつとせ
し人にて、深き学問などハなき人なりし。被 召出て

後ハ、医も廃して、井上貫流左衛門と改名せし也。

○八月十五日、深川八幡宮祭礼、雨天ニ而十九日有之、
見物大群集。其節、一ッ橋殿御通行之所、込入候而、

永代橋落、人多く水死す。六七卷目に委し、また夢
の浮橋と云本別ニ有

八月十五日、江戸深川八幡宮祭礼雨天ニ付、十

九日有之処、永代橋落候ニ付、水死人左之通、

一、永代橋ニ而引上死人、夫々ニ引渡。貳百三拾人(七十五才)

一、佃嶋にて、同。三拾壹人

一、深川新地ニ而 六十三人

一、社社同心 貳人

一、町同心 貳人

一、屋根船 壹船

客躰之者 貳人

芸者 貳人

船頭 壹人

一、訴有之、行衛不知人 三百七十壹人

八月廿八日迄所々上ル死人 七百貳拾貳人

川が上候品、又ハ衣類等は不知、其数大小百余
腰(七十五ウ)

右一件ニ付入牢之分、

橋掛受負人 三人

同番人 七人

祭礼ニ付橋懸り之者 拾貳人

橋懸り欠落人 拾貳人

橋役人

御預ケ

一事も不残記し置ぬ。

仲町、森下町名主

同

曳尾庵主

道役人

並木吉兵衛

清水八郎右衛門

〔七十六ウ〕

右之外怪我人即刻身寄之者へ引渡候者、不知其数。

卯八月廿九日

河御番所懸り

中川 郷右衛門一

(七十六オ)

安藤 平左衛門

仁杉 小右衛門

年寄役

児玉久次郎

和田 惣左衛門

物書

高木 宗左衛門

寛 彦七

○文化五辰年、永代橋、新大橋かけかへ有之。

○△回向院ニ而永代水死之一周忌有之。其外所々施

餓鬼の事、猶六七卷之中に委し。別本夢の憂橋には、